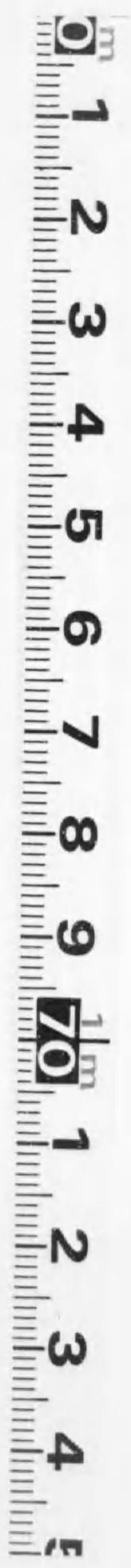


523
2

新 蔵 本
224-254 (6)
271-281
281-302
523 18



始



523-2

經濟
と
自由

經濟學士
堀
經
夫著

京都
弘文堂
書房

大正
12.6.29
内交

序

私が大正九年の夏大學を出てから、今や丁度滿三年になる。其の間、私は主として經濟學史の研究に従事し來つた。惟ふに、經濟學史は其の研究範圍廣く、其の最も主なる本流を見ても、アダム・スミスを始めとして、リカード、マルサス、ミル父子、及びカアル・マルクス等の巨巖が突立つて居る。況んや其他の諸々の流には、夫々數限りなき大小様々の岩が横はつて居る。だから、微力なる私が、此等の流に舟を行つて、悉く之を縦横無盡に乗切ることが出来るかは、決して自負してゐないのであるが、恥づらくは、過ぐる三年の間に於ける私の扁舟の歩み餘りに遅々として、殆ど其の進歩の跡を残すことが出来なかつたことである。

而して本書は、私が今日までに纔かに進め得たる研究の中、經濟と自由（從

つて経済と平等)との關係に關するものを、學史的考察(上篇)と理論的考察(下篇)とに分けて、排列したるものである。其の中多くは、既に『經濟論叢』及び其他の雜誌若くは講演會に於て發表したるものである——掲載雜誌の名や講演會の時日等は、各章の終りに附記して置いた(本書の各章の名稱と、之を前に發表したるが、後者を一々書き記すの煩を避けた)——が、唯だ下篇の第三章のみは、デルの書物の抄譯であつて、今度新たに出したものである。

斯くの如く、本書は私のさゝやかなる論文集ではあるけれども、たゞ併し、それは無關係なる論文の單なる羅列ではなくて、各章は、——議論の重複は免れないが——可なりの程度に脈絡貫通してゐると、私は自ら信じて居る。

私が本書に於て取扱つた問題は、決して新しいものではないけれども、不幸にして私は、之に就て我國の學者が其の意見を發表したのをこれまで餘り聽かない。併し、苟くも經濟政策の根本方針を考へんとせば、こは必ず重要なる論

點になるであらうし、又そうならなくてはならないと、私は考へる。これ淺學を顧みずして、私が本書を公けにする決心をなしたる所以である。

終りに、本書の内容をなす各論文の作成に當つて多大の援助と批判とを與へ給ひし、京都帝國大學經濟學部諸先生、殊には河上肇先生に、深厚なる謝意を表する。

大正十二年六月五日、京都帝國大學經濟學會の主催にかゝる、
 アダム・スミス生誕二百年記念會に列席の途に於て

堀 經 夫

目次

上篇 功利主義と經濟政策（若干の學史的考察）

第一章	功利主義と經濟學	一
第一節	功利主義の意義及び範圍	二
第二節	經濟學の研究對象	七
第三節	經濟學と功利主義	九
第四節	經濟政策の二種	一二
第二章	自由論（其一、ヒューム、スミス）	一六
第一節	デイキド・ヒューム	一六
第二節	アダム・スミス	三〇

第三章 自由論(其二、マルサス、ベンタム).....四三

 第三節 ロバート・マルサス.....四三

 第四節 ジェレミ・ベンタム.....五三

 括言.....七〇

第四章 平等論(其一、トムスン).....七五

 第一節 トムスンの經濟學史上の地位.....七五

 第二節 トムスンの根本思想.....八二

 第三節 自由競争の上に立つ經濟組織の檢討.....九六

第五章 平等論(其二、トムスン續き).....一一八

 第四節 相互協力の上に立つ經濟組織の檢討.....一一八

 括言.....一四七

下篇 經濟と自由 (若干の批判的考察)

第一章 資本主義經濟學及び社會主義經濟學に於ける自由の意義及び範圍.....一五五

 第一節 個人主義的經濟學に於ける自由の意義及び範圍.....一五八

 第二節 社會主義的經濟學に於ける自由の意義及び範圍.....一八三

 括言.....一九一

第二章 經濟的個人主義の意義.....一九四

 第一節 價格經濟の下に於て理論上考へ得らるゝ經濟的個人主義の意義及び範圍.....一九七

 第二節 價格經濟の下に於て實際上行はれ居る經濟的個人主義の内容.....二一〇

 括言.....二二三

第三章 一般的自由と經濟的自由.....二二六

 第一節 自由の必要及び範圍.....二二六

第二節	自由に對する經濟的條件の必要	二三〇
第三節	經濟的自由に對する制限	二三六
第四節	今日の經濟的自由の實狀	二四二
第五節	獨占を除く手段	二四六
第四章	マルクス主義と自由	二五一
第一節	資本主義の下に於ける自由に就てのマルクス主義者の見解	二五二
第二節	共產主義の第一階段期に於ける自由に就てのマルクス主義者の見解	二五九
第三節	共產主義の高度階段期に於ける自由に就てのマルクス主義者の見解	二六七
第五章	自由か平等か？(全篇の要旨)	二七二
第一節	自由論と平等論との起源	二七二
第二節	自由論と平等論との根本的差違	二八四
第三節	自由論の勝利と其の内容	二九〇
第四節	自由主義の行詰りと平等主義の出現	二九八

經濟と自由

上篇 功利主義と經濟政策（若干の學史的考察）

第一章

功利主義と經濟學

自由主義といひ平等主義といひ、苟くも經濟政策の根本方針を樹立せんとすれば、吾々は、其の前に、經濟學若くは經濟政策の目的を、一應明かにして置く必要がある。蓋し、目的を知らずして徒らに政策を樹つるは、恰も的を見定めずして矢を射るに似て、全く意味をなさないからである。

私は、經濟學の客體は效用若くは功利 (utility) であり、而して其の政策上の目的は、效用若くは功利を世に最大ならしむること、即ち功利主義 (utilitarianism) であると考へる。併し此の考に對しては、倫理學者や哲學者の間にはかりでなく、經濟學者自身の間にも、可なりの反對論が有るやうである。だから以

下私は、先づ或る意味に於ける功利主義が成り立ち得ることを論じ、然る後に経済學の範圍を吟味することによつて、経済學と或る意味に於ける功利主義との間に必然的關係があることを、明かにしようと思ふ。

第一節 功利主義の意義及び範圍

功利主義に就て第一に問題となるのは功利といふことである。これは或る事物に對する人間の主觀的關係であつて、即ち或る事物が人間に快感を増し苦感を減するの傾向を有つときは、其の事物は功利をもつて居るといふのである。而して快感(若くは苦感を)起す原因となるものには、有形のものと無形のものがある。例へば、宏壯なる家屋は陋屋に比してより多くの快感を興ふると共に、正直といふ徳は不正直に比してより多くの快感を催さしめる。されば功利主義を徹底的に考へんとすれば、有形無形の事物を悉く人間の快苦に關聯せしめて觀察しなければならぬ。英國功利主義者の中ベンタムの如きは、斯かる

徹底せる功利主義學説を懐いてゐた人である。

次に注意すべきは、功利主義に謂ふ所の功利は、分量的に計算され得るものであつて、且つ分量的差異のみを有し性質的差異のないものである、といふことである。惟ふに此の點は、功利主義の最も著しい特徴であると共に、又最も攻撃を受け易い點である。即ち功利主義によれば、例へば正直といふ徳の吾々に與ふる功利は、時と處と人とを異にするにつれて、其の繼續度と烈度とに應じて其の總量に大小はあつても、それは一定の單位量の數倍數十倍に當るといふまでであつて、決して性質上の差異を有つて居るわけではない、といふことになり、又正直といふ徳と友情といふ徳とより生ずる兩つの功利の間にも、決して性質上の差異があるのではなくて、唯だ快感性を何れがより多く齎らすか、といふ問題が残るのみである、といふことになる。之を有形的物質に就て考ふるも同じことである。功利主義者は斯くの如く考へて、世に最大多量の功利を

齋らすことを倫理の目的なりと看做すのである。

四

併し右の點に就ては何人も疑なきを得ないのであつて、就中無形なる事物（例へば正直、友情の如き）より生ずる功利を、そが一樣に快感性を有つて居ることを理由として、たゞ分量的にのみ取扱はうとするのは、大いに誤つて居るやうである。或は論理上は爾かく考へ得られないことも無いかも知れないけれども、少くとも實際に於て此等無形の事物より生ずる功利をたゞ分量的に比較せんとするは、全く不可能なことである。何故なれば、主觀的なる感情を客觀的に量的に示さんと欲せば、右の感情が其の原因たる事物の分量に對應して増減するものなることを、先づ證明しなければならぬのであるが、右の場合に於ては、快感の原因たる事物が無形のものである爲め、其の分量に就て考へることが出來ないからである。斯くて完全なる倫理説として功利主義が立ち得ないことは、此の一點より見ても明かなる所である。「功利主義に對する倫理學

者の他の諸批判は、普通の倫理學書——就中リツプスの『倫理學の根本問題』（藤井博士の全譯と阿部氏の解説とがある）——に詳記してある。

併し吾々の注意しなければならぬことは、倫理説としての功利主義は右の如く不完全なものであつても、併し有形なる事物よりする功利に就ては、或る程度まで分量的の秤價が爲され得るといふこと、従つて功利主義を此の方面にのみ限るときには、そが或る種の社會倫理的若くは實踐倫理的價値を有ち得るといふことである。抑も人間といふものは、甚だ多くの場合快感と苦感とによつて其の生活が支配されるものである。有形財殊に生活の必需品に就ては、このことが最も明瞭に言ひ得らるゝ。人が食衣住の必需品を得んと欲する其の直接の目的は、生存の不安固より生ずる絶大の苦感を避けんが爲めである。見よ、生活の不安に脅かされつゝある人が如何に功利主義的に動きつゝあるかを。彼等は一合の米よりも二合の米を食はんことを望み、一枚の着物よりも二枚の

五

着物を着んことを望み、又一枚の疊よりも二枚の疊の上に横臥せんことを欲しつゝある。これ一合の米よりも二合の米の方が、一枚の着物よりも二枚の着物の方が、又一枚の疊よりも二枚の疊の方が、彼等に二倍（若くはそれ以上）だけより多くの快感を與ふるが故である。嚮きに私は「主觀的なる感情を客觀的に量的に示さんと欲せば、右の感情が其の原因たる事物の分量に對應して増減するものなることを、先づ證明しなければならぬ」と言つたが、生存の不安に脅かされつゝある人々の求めつゝある快感といふ『主觀的』感情は、其の原因たる米、着物、疊の『分量に對應して増減すること』右に述ぶるが如くであるから、吾々は此の場合には快感といふ感情を『客觀的に量的に示す』ことが出来るわけである。されば客觀的に量的に示すことが出来る所の快感若くは功利といふ主觀的感情を、吾々は有形財殊に吾々の生活必需品に關しては有ら得る譯であると共に、功利を世に最多ならしめようと圖る所の功利主義を、有形財殊に

吾々の生活必需品に關する政策の根本の主義となす事は、決して誤つて居ない筈である。若し此の功利主義を物質的功利主義と名付けることが出来るならば、吾々は、既に死滅せる如く考へられて居る所の功利主義倫理の殘骸の中から、新たに物質的功利主義と名付らるゝ部分を復活せしめ得なければならぬ。かくて經濟學と功利主義との關係は、此の物質的功利主義によつて結付けらるゝことになるのであるが、私は、次に經濟學自體の研究對象を吟味することによつて、このことを一層明瞭ならしめようと思ふ。

第二節 經濟學の研究對象

經濟學の範圍に就ては二つの説が有り得るわけである。一は經濟學の研究對象を有形財に限らんとするものであつて、他は之を有形財のみならず無形財にも及ぼさんとするものである。而して近時に於ては、特に後のものがぼつぼつ主張さるゝに至つたやうである。殊に人々が物質萬能の思想に慄らざる今日に

於ては、有形財のみを研究の對象にするなどといふことは、最も下品なことのやうに考へられ勝ちである。

併し私は、經濟學の對象を後説の如く無形財にも擴延することに不賛成である。私は、經濟學が依然として所謂下等なる内容を取扱つて居ることに満足するものである。殊に科學としての經濟學を維持せんとすれば、右の如く其の内容を擴延することは甚だ危険である、とさへ私は考へる。何故なれば、財——殊に生活必需品——の分量、及び其れより生ずる效用の分量といふことを中心問題として、財の生産及び分配を論じつゝある經濟學の内容に、吾々の肉體的生存に直接關係の無い無形財を加へたり、財の生産の要素の一つである勞力を提供する勞働者の人格までも加へたりすることは、實に無意味であるばかりでなく、往々にして經濟學の中心問題たる生活必需品の生産及び分配といふ問題を、等閑に附せしむる虞があるからである。若し吾々が肉體の生存に關して全

有形財のみを研究の對象にするなどといふことは、最も下品なことのやうに考へられ勝ちである。

く顧慮する必要のないやうな仙人的な生活をして居るか、若くは斯かる顧慮の必要のないやうな物資の豊富なる社會に住んで居るのであれば、吾々は生活必需品の生産及び分配に就て何等思を廻らす必要がないか、若くは少くとも此の點に就て六ヶ敷い研究を試みる必要はないのであるが、併し現實なる事實が右の如き空想的状態を夢みることを許さない以上、吾々は限りある有形財の生産及び分配に就て眞面目なる研究をなすことを要し、而して之を經濟學といふ學問に於て行ふこと、すれば、有形財の生産及び分配に直接關係のない事柄は、之を他の學問に委ぬべきである。

第三節 經濟學と功利主義

私は、經濟學の對象を右の如く極めて狭い範圍に限定することを、至當と信するものであるが、私が物質的功利主義に就て述べたる所と、經濟學の範圍に就て述べたる所とを綜合して考ふれば、私の當然到達すべき結論は、既に明瞭

であらう。私は嚮きに、「功利を世に最多ならしめようと圖る所の功利主義を、有形財殊に生活必需品に關する政策の根本主義となすことは、決して誤つてゐない」と述べ、而して今又「限りある有形財——殊に生活必需品——の生産及び分配に就て眞面目なる研究をする」のが經濟學である、と論じた。此の二つの命題より生ずる當然の歸結は、經濟學の政策上の根本目的は物質的功利主義である、といふことになるの外はない。之を平明なる言葉で言表はすならば、經濟學は有形財よりする效用若くは功利を世に最大ならしむることを目的とするものである、といふことになる。

以上は、經濟學と功利主義との關係に就ての理論的考察であるが、之を實際の歴史的事實に徴するも、經濟學が物質的功利主義を其の指導原理となしたに就ては、力強い理由がある。

惟ふに英國の第十八世紀の中葉以後第十九世紀にかけて行はれたる産業革命

は、遽に社會の有形財の激増を促し、従つて此等の有形財即ち富に關する研究を必要とするに至つた。かくて富の生産に關する研究は勿論、其の分配交換及び消費に關するものも續々現はれて來た。而して此等の研究の中心目的となり、當時の最も重要な實際問題となつたものは、如何にして社會の富を増加し、又如何にして之を最も有利に使用するか、といふこと、言ひ換ふれば、如何にして社會の物質的、幸福の増進を圖るか、といふことであつたのである。これは最も當然の事柄であつて、例へば吾々が遽に富者になつた場合に、如何にして其の富を最大の幸福が得らるゝやうに使用すべきか、といふ現實の問題を考へるのが、人情の自然であると、正に同様である。吾々は、爰に、人類の一般的幸福を目的とせる功利主義倫理が、社會の物質的、幸福を研究する所の學問——吾々は之を經濟學又は經濟政策と呼ぶ——の指導原理としての地位を保つに至りしことを、當然の成行であるとして認めざるを得ないのである。かくて

功利主義倫理學に於て用ひられてゐた功利 (utility) といふ言葉は、其の儘利用せられて、有形財の使用によつて人が充たす所の欲望の満足の程度を示す言葉——日本語では、之に效用といふ言葉を當て、倫理學で言ふ功利と區別してゐるけれども、(而して有形物より受くる所の快感を效用と云ひ、有形物より受くるものたる無形物より受くるものたるを問はず、一般に倫理學の對象となる所の快感を功利と云ふのは、必ずしも無意味ではない。) 原語では等しく utility である——となつて仕舞つた。

第四節 經濟政策の二種

以上は、經濟學と功利主義との關係に就ての、理論的及び歴史的考察の概略であるが、然らば次に起る問題は、如何にすれば有形財よりする效用を最大ならしむることが出来るかといふことである。而して此點を考ふる爲めに吾々の看過すべからざることは、經濟學の對象たる有形財の多くは、吾々の生活に缺

くべからざるものではあるけれども、併し吾々は無限に之を要求するものではない、といふことである。惟ふに吾々人間には體質及び體格の差がある爲めに、幾分其の肉體的欲望に差等はあるけれども、併し大量的に觀察するならば、各人が一定の時間内に消費する有形財殊に生活必需品の分量には甚しい出入はない者と見て、差支がないのである。例へば一日に二升も三升も米を食ふ人はなく、従つて五名の家族に對して一年間に四十石も五十石も米を貯へて置く必要はない。仍で右の必然的結果として、有形財殊に生活必需品の一定期間内の存在量は該期間に一人の生活に要する平均量に人口數を乗じたものだけあれば十分であるといふこと、及び有形財の分配は各人により平等に行はるゝに従つて其の效用が大なるといふことが考へらるゝ。従つて功利主義によつて經濟政策の根本方針を定めんとすれば、有形財が相當の分量に於て存在する限り、之を平等に分配するといふことより外に考へ方はない筈である。併し實際に於

ては、果して有形財が『相當の分量に於て存在』して居るかどうかが問題である。財の生産といふことが其の分配に先立つて解決されなければならぬ。而かも財の生産と分配とは、普通考へらるゝ如く容易に調和的に解決され得べき事柄ではないのである。若し人に利己心がなく、總ての人が各々其の體力と腦力とに應じて財の生産に従事しつゝ、而かも平等なる分配で以て満足するものとすれば、財の生産と分配とは同時に容易に調和し得る。併し人には體力腦力の差や勤怠の別があると共に、此等の差別に應じて財の分配にも差等があるべきものであると豫期する所の正義の念——其の原始的意味オリジナルに於ける——がある。そこで財の生産といふこと、其の分配といふこと、は、功利主義の命するやうに理想的には行はれ難いことが段々と分つて來る。古來經濟政策が二つに分れて、最大の生産といふことに重きを置く生産政策と、平等の分配といふことに重きを置く分配政策とになつたのは、全く右の事情によるのである。以下此等

の兩政策が如何に調和し難いものであるかに就て、更に詳しく考へて見よう。

而して生産政策と分配政策との主張の根本的差違を知らんと欲せば、吾々は古來の經濟學者の所説を一々検討する必要がある譯であるが、併し私は、其の完成を後日に譲り、本書に於ては、以下四章に亘つて、私の今日まで研究し得たる、極めて狭い範圍の學者——但しそれは代表的學者であると、私は考へる——の所説に就て、右の目的を達し度いと思ふ。尙ほ追々述ぶる所によつて明かになるであらう如く、生産政策の實體は自由論であり、分配政策の實體は平等論であるから、以下數章には、此等の實體的名稱を附することゝする。説述の順序としては、自由論を先きとなし、其の中には、デイヴィド・ヒューム、アダム・スミス、ロバート・マルサス、及びジェレミ・ベントムを含め、然る後に平等論を置き、其の中に於ては、キリヤム・トムソンを紹介しようと思ふ。

——雜誌『思想』第十號所載、但し書き改めたる個處多し——

第二章 自由論(其一、デイヴィッド・ヒューム、

アダム・スミス)

第一節 デイヴィッド・ヒューム(一七一—一七七六)

ヒューム以前に、功利學說の淵源をなすと思考さるゝ所の倫理説を説ける學者が無いのではないけれども、¹⁾私は、この學說が政治經濟の實際に重要な意義を有するに至りしは、大體に於て第十八世紀の後半即ちヒュームの時代以後であると考ふるが故に、本章に於ては彼れの倫理説及び經濟政策より出發することゝする。

第一、ヒュームの功利主義

ヒュームは、『吾々自身の快樂及び不安の感情ほど吾々に眞實であり又は吾々に關係のあるものは無い、』²⁾と云ひ、又『それによつて道德的善又は惡が判斷さ

1) 例へば、Richard Cumberland. の如きがある。

2) David Hume, Treatise of Human Nature, Book III. (1740). Of Morals, sec. I.

るゝ所の特殊なる印象は、特定の苦痛又は快樂に外ならない』³⁾と云つて、苦痛又は快樂の感情が吾々人類にとつて最も切實であると共に、道德上の善惡を判斷する基準となることを、先づ明かになしてゐる。而して如何なるものが吾々の快樂を増し苦痛を減するかを吾々の理性によつて判斷する場合に、之を功利と名付けるならば、倫理學の中心問題は即ち功利といふことに在る譯である。

ヒュームは、宗教的禮拜の起源は、日とか月とかいふ如き無生物が人類の幸福と人類の維持とに對して功利を有して居る所から、人が其等の物に對して尊崇の念を懷けることに發して居るとの説を是認し、而して古の英雄や立法者が神として祭られて居るのも、矢張り同様の理由によると主張したる後に、次の如く言つてゐる。

「道德性の總ての決定に在つては(即ち、或る行爲が道德性を帯びるや否や

3) Ibid. sec. II.

を決定する場合には總て、の意——譯者註)、公衆の功利 (Public utility) といふこの事情が、常に重要視されて居る、而して或は哲學に於て或は日常生活に於て、業務の範圍に關し論争が起る場合には何時でも、この問題は、あらゆる方面に於ける人類の眞實なる利益(如何)を確かむること以外の如何なる方法を以てしても、決してより正確に決定され得ない。……』⁴⁾
又曰く、

『……總ての事柄に就て、功利の事情が賞讃及び稱揚の源であること、行爲の功過に關する總ての道德的決定に於て、それが(功利が)常に據處となるといふこと、正義、忠誠、名譽、忠順及び貞潔に對して拂はるゝ高き尊敬の唯一の源は、それ(功利)であるといふこと、其他の總ての社會的徳性……より、それは(功利は)離すことが出来ないといふこと、即ち一言にすれば、それ(功利)は人類及び吾々の仲間同志に關連せる道德の主なる部分の根抵である。』

4) Hume, An Enquiry concerning the Principles of Morals, (1751), sec. II. Of Benevolence, part. II.

るといふことは、實際の事實である』⁵⁾。

斯くて、功利は倫理學上に重要な地位を占むるに至つたのであるが、この功利こそは、人類を幸福に導く所のものに過ぎないが故に、畢竟、幸福といふことが、人類の目的であり倫理學の理想であるといふことにならなければならぬ。

然らばヒュームは爰に所謂幸福に就て如何なる見解を有つてゐたかといふに、彼は、所謂精神的幸福と物質的幸福とに關しては、倫理學上前者を選むべしとなしてゐる。曰く、

『學問に對する熱情は、幸福といふ點より見て、富に對するそれよりも、望ましい』⁶⁾

『……人間の幸福は、此等のもの(貨物と享樂物を指す——譯者註)より成立して居るといふよりも、寧ろ其等を所有する場合の平和と安固とより成

5) Ibid. sec. V. Why utility pleases, part II. 其他 sec. IX., Conclusion, part I. にも同様の句がある。
6) Hume, Essays, ed. by T. H. Green and T. H. Grose, (1875), Vol. I, part. I, XVIII. The Sceptic, p. 221.

立する。』

又物質的幸福には常に限界の存することに就て、次の如く言つて居る。

『……………汝の贅澤なる快樂（富と所有物との享樂より受くる所の——譯者註）の眞唯中に於てすら、汝は不幸であるといふこと及び餘り沈溺しすぎるゝ、汝は光輝ある運命が汝になほ所有を許す所の享樂をさへ受けることが出來なくなる。』⁷⁾

斯くの如く、ヒュームは、幸福に對する精神的要素に重きを置いてゐるのであるが、併し彼はボナアの言つてゐる如く、『富は或る一人を必ずしも幸福には爲さない、しかしそれかと言つて、富なくしては通常人々は幸福たり得ない。外界財が或る程度に準備されてゐなければ、普通人は内界財（非物質的財の意——譯者註）を全然實現し能はない』⁸⁾といふ假定を承認し、富、外界財に對しても或る程度の重要さを置いて居るのである。例へば、彼は或る個處に於

7) Ibid., XVI. The Stoic, p. 207.

8) Bonar, Philosophy and Political Economy, p. 113.

て次の如く言つて居る。

『斯くて一人の富者が彼れの所有物より享くる所の快樂は、傍觀者に投げかけられて、そこに快樂と尊敬とを惹起し、而して此等の感情は再び認知され同感さるゝことによつて、所有者の快樂を増加し、そうしてもう一度反射されて、傍觀者の快樂と尊敬との新らしい基礎となる。』⁹⁾

是に由つて觀れば、ヒュームが、物質的快樂が精神的快樂の基となることあるを認めたることは、明かであらう。是に於て、外界物たる富の生産及び分配に就て、彼が如何なる見解を持してゐたかといふことが問題になつて來るのであるが、之を要するに、ヒュームは、ベンタムの如く完全なる意味に於ける功利主義倫理觀を懷いてゐたのではなく、従つて幸福の意義、幸福の質及び量、最大多數の最大幸福といふが如き點に就て、説明の不十分なるを免れないのみならず、多分に功利主義ならざる要素をもつて居るけれども、然し功利を倫理學

9) Hume, Treatise, Book II. Of the Passions, part. II. sec. V.

の中心問題となし、功利による幸福を其の終局目的となしたる點に於て、彼を功利主義倫理の濫觴と看做すことは、失當ではなからうと思ふ。

第二、ヒュームの經濟政策

人間の幸福にとつて富が或る程度の重要さを有つて居ることは、既にヒュームの認めたる所であるが、彼は、富による幸福の享受に就て最も緊要なるは、富の獲得及び保有に於ける安全 (safety) 又は安固 (security) であると考へた。而して彼によれば、この安全又は安固を支持するものが、即ち正義 (Justice) の觀念である。今日正義と云は、其の内容は極めて複雑であつて、到底一言にして其の意を盡すことは出来ないけれども、併しヒュームによれば、それは極めて簡單である。彼は、人々の欲望の程度が低く且つ其の範圍が狭かりし割合に富の存在量が豊富なりし原始共產の時代に於ては、又今日に在ても各家庭内に於ては、又全人類が一大家庭を形造るものと假定されてゐる所の、將來の理想

社會に於ては、正義の觀念は全然無用であるとなし、¹⁰⁾「唯だ各人が我儘であつて、寛容の心が制限されて居る場合に、自然が彼れの欲望を充たす爲めに貧弱なる用意をなすに過ぎないといふ事情が有つて、その時に始めて正義が發現するのである」¹¹⁾と説明して居る。是に由つて觀れば、正義の觀念は決して自然的に人間の心に根ざして居るものでなくて、比較的少量の富を比較的多數なる利己的の人間が分け取らんとする場合に、社會の秩序と幸福とを保持する爲めに彼等が人工的に取結ぶ所の協定 (convention) であること、ヒュームは解釋してゐたことが明かである。されば他面より之を觀れば、正義とは有限なる社會の富を社會の各人に分配し、以て各人の財産の私有を決し且つ之を理由づける爲めの社會的一方便である、といふことになる。而してこの正義なるものは、實に社會にとつて有用なるものであつて、若しこれなかりせば社會は常に不安であつて、人々の間に争の絶ゆる違がなく、爲めに社會の物質的幸福は多大の傷害

10) D. Hume. Enquiries, (Selby-Bigge's edition) pp. 184-5; Treatise, bk. III, part II, sec. II.

11) Hume, Treatise, ibid.

を蒙るであらう。¹²⁾ 曰く『公衆の功利といふことが正義の唯一の起源であり、この徳性の有利なる諸結果の考察が、其の功績の唯一の基礎である、云々。』

以上により、正義の觀念の意義及び起源に對するヒュームの考は明かであらうが、然らばそは如何なる内容を有するや、詳言すれば如何なる標準によつて富を社會各員に分配することを正義となすかといふに、彼は其の最も重大なるものとして今日所謂勞働全收を主張した。¹³⁾ 而して勞働全收に就ては、次の如く述べて居る。

『或る人の技術又は勤勞によつて生産され若くは改良せられたる所のものが、斯かる有用なる慣習及び技能に對して獎勵を與へんが爲めに、永久に彼れの所有に歸せしめらるべきであるといふことを、解しない者があらうか？』¹⁴⁾ 是に由て觀れば、ヒュームが、勞働全收を内容とする所の正義の觀念によつて、富の獲得及び保有の安固を支持し、以て社會の物質的幸福を害せざらんこ

12) Cf. Hume, Inquiry, pp. 181, 186, 188.

13) ヒュームは、貨物の所有權が正義の觀念に従つて發生又は移轉する場合として、現在占有若くは直接占有、先占、時効、添付若くは果實、繼承等を擧げてゐるが、本文には直接の關係なきを以て之を省く。

14) Hume, Inquiry, p. 195.

とを主張したるは明かである。併し乍ら、以上は要するに富の獲得及び保有の安固より生ずる幸福の消極的方面に過ぎないのであつて、其の積極的方面即ち世に新たなる物質的幸福を造り出す——換言すれば富の生産——といふことに就ては未だ説明が加へられてゐない。されど富の生産と正義若くは安固との關係に就て觀んとせば、吾々は富の平等なる分配と社會の幸福との關係をヒュームが如何に解したるかを檢すれば足る。蓋し、以下説述する所によつて明かになるであらう如く、富の平等なる分配は、富の生産に關して、正義又は安固の最も強い敵だからである。

ヒュームは、富の平等なる分配と社會の幸福とに就て、次の如く述べてゐる。

『財産の平等なる分配を主張する所の、平等主義者は恐らく、宗教的種族より發生したる所の、一種の政治的熱狂者であつて、彼等の抱負が、それ自

身實行し得べきものであり又人間社會に有用なものであるらしく見えると、
……公然に誓ふ所の人々である。

『勿論、自然は人類に對して極めて寛大であるから、若しもその總ての賜物が人間の間に平等に分割され、而して技術と勤勞とによつてそが增加されるならば、各個人は總ての必要品及び大抵の人生慰樂品をも享受し得るであらう……』といふことは認めなくてはならない。又、吾々がこの平等より離るゝ時に、吾々は富者に加ふるよりも、多くの満足¹⁵⁾を貧者より奢ふものであるといふこと、及び或る一個人の瑣細なる虚榮心の僅かなる満足が屢々多くの家庭、尙ほ大にしては多くの州民のパンを犠牲にするといふことは、認められなくてはならない。尙ほ平等の規則は、そが極めて有用であるだけ、全く實行が不可能であるやうには見えない、否現に數個の共和國に於ては、少くとも不完全な程度に於てははあるが、實行されたのである。……』¹⁵⁾

15) Hume, Enquiries, pp. 193-4.

斯くの如くヒュームは、平等の原則を或る程度に於て理解し、而してそが社會的功利をより良く實現し得べきことを認めてゐるのである。

併し乍ら彼は、この原則が完全に實行し得らるゝものに非ざること、及び假ひ實行さるゝも、そは社會の生産力即ち社會の富その物を減少することゝなること考へ、矢張り結局に於てこれに反對の意を表せざるを得なくなつた。曰く、

『併し乍ら、歴史家は勿論、(吾々の)常識すらも、如何に此等の完全なる平等といふ觀念が尤もらしく見えても、そは結局に於て實行が不可能であること、及び假ひ然らずとするも、(却つて)人間社會に極めて有害であるといふことを、吾々に傳へるであらう。所有を平等にせんとするも、各人の異なる程度の技術、注意、及び勤勞は、直ちにその平等を破るであらう。而して若し(平等を強ひて行ふことによつて)此等の徳性(技術、注意、勤勞等を指す——譯者註)を發揮せしめないならば、社會は最も貧窮に陥るべく、而し

て少数人の缺乏と貧困をを防ぐ代りに、全社會にそれを齎らさざるを得なくなるであらう¹⁶⁾』

要之、ヒュームの考ふる所によれば、富の平等なる分配は、不平等に比して理論上より多くの幸福を生むに相違ないが、而かもこの平等は、富の獲得及び保有に於ける安固を動搖せしむるが故に、人々の自由なる且つ注意深き生産活動を妨げ、延いては世の生産力を減退せしめ、世の物質的幸福の源泉たる富その物の存在量を減少せしめる、といふ不利なる結果を生ずることになるといふのである。斯くて安固又は正義は、積極的に世の生産力を増す上に於て、缺くべからざるものなることが明白になる。

吾々は、ヒュームの理論を以上の如く辿ることによつて、茲に始めて、彼れの經濟政策の根本方針に到達することが出来る。即ち彼れの經濟政策の中心問題は、富の分配に於ける正義の維持といふことであつて、従つて平等の排斥で

16) Hume, Enquiries, pp. 193-4.

ある。彼は、『政府の起源』と題する論文に於て、次の如く言つて居る。

『人は家庭の内に生れ、必然の勢により、自然的傾向により、又慣習によつて、社會を支持すべく餘儀なくせらるゝ。この同じ創造物（人を指す、譯者註）は、その進歩につれて正義を施行する爲めに政治的社會を設立することに携はる、この正義なくば人々の間に平和もなく、安全もなく、又相互間の交通もない¹⁷⁾』

却説、茲に所謂正義は、前にも屢々述べし如く、富の分配を規律し、私有財産制度を説明し又は辯護する所のものである。けれども、こは、積極的に見れば、利己的なる人間に利己的活動の自由を與へ、彼をして其の生産的業務に懸命努力せしめ、以て社會の生産力を保持し且つ増加せしむる爲めに、絶対に必要なるものであるといふ意味に於て、其の重要さを有つてゐる譯なのであるから、この正義は、實は富の生産を最大ならしむる爲めの人爲的手段たるに外な

17) Hume, Essays, vol. I. p. 113.

らないことになる。さればヒュームに従へば、富の生産が主であつて、其の分配は生産の條件たるに過ぎない。これヒュームを以て、自由を其の實體となす所の生産政策論を奉ずる學者なりと爲す所以である。

第二節 アダム・スミス(一七二三——一七九〇)

第一、スミスの功利主義

スミスを純粹なる功利主義倫理學者の一人に數へることは、恐らく間違であらう。ボナア曰く「アダム・スミスは、ヒュームよりもより、少く功利主義的である、徳性を徳性なるが故に尊重することを第一となし、結果に對する尊重は、常に二次的である。倫理學に於ては、行爲者の心意の状態が甚だ重要でなければならず、而して行爲は義務の爲めに爲されなければならない、さもなければそれは倫理的ではない。」¹⁸⁾併し乍らスミスは、其の『道徳感情論』の中に於て、幸福を決して等閑に附して居る譯ではなく、否寧ろ、之を非常に重大視して居るの

18) Bonar, Philosophy and Political Economy, p. 169.

である。例へば彼は、『道徳感情論』の第六部「徳行の性質に就て」に於て、個人の品性を、それが「彼れ自身の幸福に關する」場合と、「他の人々の幸福に關する」場合との二つに分けて考察を下して居る。曰く、

『個人の健康、財産、地位及び名聲、——即ち現世に於ける彼れの慰樂と幸福とが主としてそれに依存して居ると考へられて居る所の諸事物——に就て注意を拂ふことは、通常裁智(Prudence)と呼ばれる、所の徳性の、固有の仕事であると思へられてゐる。¹⁹⁾』

「……………如何なる點に於ても、吾々の隣人の幸福を傷け又は妨げない——假ひ如何なる法律も適當に彼を保護することが出来ない場合に於てはあつても——やうにどの、神聖にして且つ宗教的なる顧慮は、完全に潔く正しい人の品性を構成する。……………」²⁰⁾

是に由て觀れば、スミスが幸福を以て倫理學の一目的となしたることは明かだ

19) Adam Smith, The Theory of Moral Sentiments, (Bohn's Library.), p. 315

20) Ibid., pp. 319-20.

ある。然らば、スミスは、幸福とは如何なるものであると解したかといふに、それは、私の所謂物質的幸福と精神的幸福とより成り立つのであつて、スミスの言葉を用ふれば『身體の安易と精神の平和』(Ease of body and peace of mind)とが、幸福の二大要素である。而して、スミスによれば、神は、幸福の最大可能的平等を常に齎らすやうに、世の中を造つたのであつて、『人生の眞の幸福を形造つて居る所のものに就ては、彼等は、彼等の遙か上に居ると見て居る人々に、どの點に於ても決して劣つてはゐない。身體の安易及び精神の平和に於ては、人生の總ての異なる階級は殆ど同じ水準上に在る、而して道傍で日向ぼっこをして居る乞食も、王様達が獲んど努力して居る所の安全を所有してゐる。』²¹⁾スミスが樂觀主義者であると呼ぶる、所以は、實に茲に存するのである。斯くの如く、スミスは、幸福を物質的と精神的の兩方面より解し、而して此等兩者の總和を見るときに、各人に就てそれは殆ど平等に分配されて居るもの

21) Ibid., p. 265.

と、看做してゐるのであるが、これに由れば、世人が富の獲得に努力し、其の經濟生活の豊富を圖らんとするは、實に無意味なことではなければならない。然るに、スミスは、世人が富の獲得に焦慮することを決して無價値となささないのみならず、其の大著『國富論』に於ては實に『富の性質及び原因に就ての研究』を試みてゐるのである。然らば吾々は、この間の消息を如何に解すべきであらうか？其の爲めには、スミスの言葉を引用することを最も便利とする。曰く、

『……………若し吾々が、此等總ての物(各種の富を指す——譯者註)が與へることの出来る眞實の満足に就て、それを單獨に且つその増進の爲めに充てられたる配備の美しさより離して、考へるならば、それは、常に極めて賤しむべき些細なるものとして現はるゝであらう。併し乍ら、吾々は、それ(富よりの満足)を指す——譯者註)を斯かる抽象的哲學的の見方で觀察することは稀である。……………富及び偉大が與ふる所の快樂は、この複雑なる見方から考察

さる時に、(快樂を單に哲學的に解することなく、普通人のなす如く、之を
 そが生産さるゝまでの順序、手續、組織等を混同して考へる時に、の意——
 譯者註)何か偉大なる、美はしい、且つ高貴なるものとして、吾々の想像力
 を刺戟し、それを獲得することは、吾々が喜んでその爲めに費す所の骨折と
 熱心との總てに、十分値するものと考へしめる。

『而して、自然がかく吾々を欺くことは、決して悪いことではない。人間
 の勤勉を惹起し絶えず之を繼續せしむるものは、この欺瞞であるから。土地
 を耕し、家を建て、……總ての科學と技術を發明し進歩せしめるやう、人
 々を先づ促すものは、この欺瞞であるから。……』²²⁾

是に由て觀れば、吾々人間が各種の富より受くる所の快樂は、哲學的に抽象的
 に考ふれば『極めて賤むべき些細なる』事柄であるには相違なけれど、併し、吾
 々は、凡人の常として、矢張り富を偉大なるもの、美はしいものと想像して、

22) Ibid., pp. 263-4.

其の獲得の爲めに努力する、而してその努力こそ世の生産力を増し、科學を進
 め來つたものであるから、吾々は人々の誤れる想像——換言すれば自然の欺瞞
 ——を一掃する必要はないのであつて、寧ろ之を其儘に放置しておく方が良好
 だ、スミスは考へたのである。是れ、スミスが、倫理學上物質的幸福に殆ど
 重きを置かないでゐながら、而かも人々の經濟活動を是認したる所以であつ
 て、倫理學と經濟學との差異及び關係は、之によつて稍々明瞭にされた譯であ
 る。

斯くて經濟學は、人の想像否妄想によつて生れたものであるかも知れないけ
 れども、併しスミスはそれに一つの科學としての存在を授けることが出來た。
 而して其の瞬間に、人の物質的幸福は、倫理學の範圍を離れて、茲に獨立せる
 科學の研究の對象となつた。然らばスミスは如何なる經濟政策によつて、其の
 功利主義(物質的功利主義)を實現せんとしたるか、是れ次項に於て研究さるべ

き問題である。

第二、スミスの經濟政策

スミスは、政府に就て述べて曰く、『政府の總ての組織は、唯だその下に生
活せる人々の幸福を増進するに役立つに比例して、價值づけらるゝのみであ
る。』²³⁾是に由れば最大多量の幸福を世に齎らすことが政府の唯一の任務である、
とスミスが考へたることは明かである。然らば政府は如何にしてこの任務を果
すべきであるか。

先づスミスは、社會の富が不平等に分配さるゝことは、その幸福を害するも
のであると、考へた。曰く、

『其の大多數の人々が貧乏であり困窮して居るやうな社會は、確かに榮
てゐないし又幸福でない。……人民の全體を養ひ彼等に衣服と住家とを與
へる所の人々が、自分達自身も可なり良き食衣住を得ることが出来るよう

に、自身の勞働の生産物の或る分前を受くべきであるといふことは、公平の
要求する所であるに過ぎない』²⁴⁾

併し乍ら、彼は、世に富の分配の不平等があるからとて、之を人爲的に平等
ならしめようなどは、毫も考へなかつたのである。例へば、『勞働の全生産
物が勞働者に歸屬』したる所の、資本の蓄積及び土地の私有の未だ發生せざり
し時代は知らず、今日のやうに、全生産物が、勞賃としての外に、『躬ら種子
を播かなかつた土地』の使用に對して地主に支拂はるゝ所の地代と、『資本の
大さの程度に比例して大ともなり或は小ともなる』所の利潤とに、分割されな
ければならないことになる。富の分配は自然不平等にならざるを得ないので
あるが、スミスは、人爲的の政策による不平等²⁵⁾の外は、總て之を自然の成行に
委すことを以て、最も策の得たるものなりと主張して居る。

こは、スミスが、平等を犠牲にするも尙ほ、人類の幸福にとつて必要な他

24) Adam Smith, Wealth of Nations, vol. 1. p. 80.

25) Ibid., bk. I. chap. XI. pt. II.

23) Ibid., p. 266.

の原則を認めたらからであつて、それは取も直さず正義の原則である。彼は、正義の法則を説明して、次の如く言つてゐる。

『……………正義の最も神聖なる諸法則——その侵犯に對しては、最も強く報復と所罰とが要求さるゝが如くである所の諸法則——は、(第一に、)吾々の隣人の生命と人格とを護る所の法則であり、次に、彼れの財産と所有物とを護る所のそれであり、而して最後に、彼れの人權と呼ぶるゝもの、即ち他人の約定によつて彼に當然歸屬する權利、を護る所のそれである』²⁶⁾

右に掲げられたる正義の諸法則の中、直接此處に關係あるは、第二のもの即ち個人の『財産と所有物とを護る所の法則』である。スミス又曰く、『相互に常に他を傷け害せんと構へて居る所の人々の間に、社會は存立することが出来ない、……………』若し盜賊達の中に社會があるとすれば、彼等は少くとも相互に盜み合ふことは、之を控へなければならぬ。故に、社會の存在には、仁慈よりも

26) Adam Smith, Moral Sentiments, p. 121.

正義の方がより本質的である。社會は、仁慈なくとも存立する、——最も快適な状態に於ては、はなれないけれども——。併し不正義が行はるれば、それは一朝にして社會を全滅せしめる²⁷⁾』

是によつて察するに、スミスの考は、假ひ土地の私有及び資本の個人的蓄積が行はれし結果として、世の富の分配に不平等が起らなければならなくなつたとしても、社會全體の幸福に就て考ふれば、土地や資本の所有を不安固ならしむるよりも、それは遙かに輕微なる損害に過ぎない、といふことになる。

然らば次に起つて來る問題は、土地や資本の私人的所有の不安固は、何故に世の幸福を害するや、といふ事であるが、その説明の爲めには、スミスの個人主義的見地を理解する必要がある。彼は、社會の幸福は、個人が自己の幸福を追及することによつて、而してそれのみによつて、達し得らるゝものと考へた。曰く、

27) Ibid., pp. 124-5

「……………彼(各個人の意——譯者註)は、一般に、公共的利益を増進せしめようといふ積りもなければ、又どれだけ彼がそれを増進してゐるかをも知らない、……………而して、其の生産物が最大の價値を有するやうな風に家業を導くことによつて、彼は、彼れ自身の利得を目的として居るのみである、而かも斯くすることによつて、彼は、他の多くの場合に於けると同様、見ねざる手に導かれて、彼れの目的以外の目的を成就しつゝあるのである。……………彼れ自身の利益を追ふことによつて、彼は屢々、彼が眞に社會の利益を増進せしめようと目論む場合よりも、より有效に社會の利益を増進する。」²⁸⁾

故に、スミスによれば、社會の幸福を齎らんとすれば、勢ひ各個人をして——然り「自分自身の快樂と自分自身の苦痛とを、他の人々のそれ等よりもより敏く感ずる」²⁹⁾所の各個人をして、——自由に自己の利益を追はしむるより外に適當なる方法は無いことになる。而かも各個人をして自由に其の利益を追はし

28) Adam Smith, Wealth, vol. II., p. 421.

29) Adam Smith, Moral Sentiments, p. 321.

めんとすれば、社會の不安を除いて、各人の財産と所有物とを安固ならしめ、且つそれより生ずる所の所得を自由競争によつて決するの外、それに人為的の干渉を加へざることを、最も緊要なる條件とするのであつて、之を約言すれば、即ち世に正義を維持することが、最も必要なのである。これによつて不安固が世の幸福を害する所以は明かであらう。

是に於て、國家の任務及び採るべき政策の根本方針が明瞭になつて來る。即ち國家は、各個人の利己的活動の自由を妨げるが如き干渉的行爲に出づることは、堅く之を戒めなければならぬのであつて、(例へば富の分配を平等に爲さんが爲めに、各人の財産所有の安全を脅かすが如き行爲に出づることは甚しく不可である)、唯だ自由なる營利的活動を爲さしむるに必要な「正義」若くは「安固」を世に維持することを、専らの任務とすれば良い譯である。而して各人の自由なる營利的活動によつて、富の生産が自ら大となり、茲に社會の幸福

が期せずして持ち來される。

之を要するに、スミスに在つては、其の物質的功利主義の實現は、個人主義、若くは自由放任政策によつて之を達すべく、更に他の言葉を以て言ひ表せば、所謂生産政策によつて之を達すべく、所謂分配政策若くは平等政策によるべからざることゝなる。

第三章

自由論(其二、ロバート・マル

サス、ジェレミ・ベントム)

第三節 ロバート・マルサス(一七六六——一八三四)

第一、マルサスの功利主義

マルサスは、ヒュームやスミス、若くはベントムの如くに、其の倫理學說を説述せる獨立の書物を書いてゐないが故に、吾々は詳しく之を知ることが不可能であるけれども、併し彼が功利主義的見解、殊に物質的功利主義的見解を把持しゐたることは、之を察知するに難くはない。私は、彼れの「人口論」中より一句を引用することによつて、彼れの功利主義の一斑を窺ふことゝする。彼は「人口論」の第二版に對する序文の中に於て、次の如く言つて居る。

「……………この計劃(この計劃とは、マルサスが「人口論」に於て目論んで居る

ことを指す——譯者註)を遂行することによつて、余は、余が多くの反對論を惹起し、而して恐らく手厳しい批評を惹起したることを知つて居る。併し余は、余の陥つたであらう所の誤謬でさへも、議論に手蔓を與へ又研究に對する刺戟を加ふることによつて、社會の幸福にとつて密接なる關係を有する所の一主題(人口の原理を指す——譯者註)を、より一般的なる注目の下に齎らすといふ、重要な目的に役立つことであらうと想つて、聊か自らを慰めて居る次第である。』

是に由つて觀れば、マルサスが人口論を書いたのは、それが社會の幸福にとつて密接なる關係を有するが爲めである、——言葉を轉倒すれば、社會に最大幸福を齎らさんとして、マルサスは人口政策に其の解決を求めた、と解釋することが出来る。

第二、マルサスの經濟政策

マルサスは、富の分配の平等主義に最も強く反對したる學者の一人である。彼は、當時主張されて居た所の、ワレイス、コンドルセー、及びオウエンの平等制度に對して、鋭い反對の鋒先を向けた。彼は、平等制度の主張さるゝ所に就て、次の如く述べたる後に、徐ろに其の誤謬を指摘してゐる。曰く、

『總ての人間社會に於ける、特に文明開化の程度の最も進んで居る總ての人間社會に於ける、(現今の)状態は、淺薄なる觀察者をして、世の中の大改善は、平等及び共同財産の制度を採用することによつて、爲し遂げらるゝであらう、との信念を懐かしむるが如き底のものであらう。彼等は或る部分に富の豊富を見、而して他の部分に其の缺乏を見る。而して、それに對する自然的にして明白なる救濟手段は、生産物の平等なる分割であるかの如く見ゆる。彼等は、人間の努力の大なる分量が、全部貯蓄され又はより有効に使用さるべきであるのに然うはされないで、詰らない、無用なる、且つ時として

は有害なる事物の爲めに浪費されてゐるのを見る。彼等は、機械の發明が次に次にと行はれるのを見る、それは、一見大いに人間の勞苦を減少するように目論まれて居るが如くである。併し、總ての人に豊富と、閑暇と、幸福とを與へることの明白なる、此等の手段を有つに拘らず、彼等は、社會の大多數者の勞働が減少せしめられず、彼等の境遇が、悪くはならなくても、決して明かに著しく良くはならないのを見る。かゝる事情の下に於て、平等制度に對する諸提案が絶えず復活しつゝあるのは、驚くに足らない。³⁰⁾』

併しかゝる平等制度の主張は、要するに絶えず繰返さるゝ所の誤謬であるに過ぎない、とマルサスは考へた。それは、『紙の上では如何にも頼もしいやうに見えるけれども、實生活に適用すれば、全然値打のないものであることが、分るであらう。³¹⁾』然らば、マルサスは、如何なる理由に本いて、平等制度の無價値を説明せんとしたるか。曰く、他なし。彼は、分配の平等を實行することによつ

30) T. R. Malthus, An Essay on the Principles of Population. bk. III. chap. III. Of Systems of Equality-Continued.

31) Ibid., chap. I. Of Systems of Equality-Wallace-Condorcet.

て、富の生産の減少が必然的に隨生することを恐れたからである。蓋し、コンドルセーやオウエンの理想とせし如く、苟くも世に生を享けたるものには、總て平等に富を分與することゝなし、又土地及び資本は之を公衆の共有に移すことゝするならば、一方には、衣食の途を失ふといふ外部的脅威によつて勞働を強制されざることゝなつた爲めに、勞働といふ苦痛を避けて、怠惰安易なる生活に赴かんことを欲する人々を生ずると共に、他方には、自己の勞働、資本、又は土地の質及び量に相應せる報酬を受くるの望を失ひたる爲めに、自己の生産に最大の努力を費すことを無益なりと考ふる人々を生ずるに相違がない。マルサスは斯くの如く推論した。今此の點に關する彼れの所説の一節を引用するならば、次の如くである。

『……………増加されたる人口に對して食物を給與するに必要な勞働は、必要といふ刺戟なくば行はれないであらう。若し上述せる如き計畫に本ける施

設(コンドルセーの平等制度を指す——譯者註)によつて、勤勉に對するこの刺戟が取除かるゝならば——若し又、怠惰にして疎漫なる人々が、彼等の信用に關し及び彼等の妻や家族の將來の支持に關して、活動的にして勤勉なる人々と同等の地位に置かるゝならば、果して彼等は、彼等の境遇を改善することに、活氣ある活動——今日それは公けの繁榮を來たす主たる原動力であるが——を吝まないであらうか?……³²⁾」

斯くて世に平等が行はれて安固が失はるゝならば、其の生産力は衰へ、富は減少し、従つて世の物質的幸福に對して、富の分配の不平等がするよりも、更に甚しい傷害を齎らすであらう。これ、マルサスが社會的功利の見地より平等を棄て、安固に赴ける所以である。

さて以上は、平等が生産力を害するといふ意味に於て、世の物質的幸福に不利であるとの議論であつて、こは嚮に述べたるヒュームやスミスの所説に共通

32) Ibid., chap. 1.

せる點であるが、吾々は、マルサスに就ては、彼が平等を排斥せし理由として、更に他の一事を考へなければならぬ。それは、富の平等と人口との關係に對する、彼れの考察である。曰く、

『若し各人が家族に對する相應の衣食を確實に手れることが出来るならば、殆ど總ての人は家庭を持つに至るであらう、而してその次の代の人々が貧乏になる虞がないならば、人口は異常の速度を以て増加するに違ひない³³⁾……』

人口政策即ち人口の抑制を以て、世の物質的幸福の向上を圖らんとせしマルサスが、平等なる分配の結果として必然的に起る(と彼が考へた)所の人口の増加を豫想して、平等に反對したるは、理の當然である。

以上述ぶる所によつて觀れば、マルサスの經濟政策の根本原理が、安固の原則の維持といふことである、換言すれば、生産政策による社會的功利の實現と

33) Ibid., chap. 1.

いふことであることは、最早多言を要せない程明かであらう。従つて彼によれば、現在の經濟組織に人爲的の干渉を加へ、以て富の分配を平等にすることによつて、社會の幸福を實現せんとするが如きことは、畢竟痴人の夢に過ぎない、各人をして自由に利己的活動を爲さしむるより外に、社會の幸福を齎らす方法は無いのである。此點に於て、マルサスは、かのアダム・スミスの自由放任論をその儘に繼承するものである。而してそは、救貧法に對する彼れの議論中に、最も良く現はれてゐる。今救貧法に對する彼れの意見を略述すれば、次の如くである。

マルサス——リカアドと共に英國の救貧法に極力反對せる人々の仲間である、——曰く、救貧法は『個々人の不幸の烈度を少しばかり緩和したかも知れないけれども、そは遙かにより、廣い表面に害惡を播き散らかした』³⁴⁾其の理由は要するに、富者より貧民に救助を與へても、それによつて世の富が多くなる譯

34) Ibid., chap. V. Of Poor-Laws.

ではないから、需用増加による價格騰貴の爲めに、貧民は却つて益々困窮するのみである、加之、救貧法によつて貧民は救助を受くる權利を得たる爲め、人口は増加するに拘らず、勤勉に必要な刺戟を失ひ、かくて世の生産力従つて富が減退し、社會の幸福は、それだけ阻害さるゝこととなる、といふのである。故にマルサスは、貧なりと雖も、獨立不羈なる貧者こそ貴きものなれとなした。曰く、

『個々の場合に就て考ふれば、難きを強ふる如く見ゆるかも知れないけれども、(他人に)頼れる貧困は、不面目なりと看做さるべきである。この訓戒は、多數の人間の幸福を増進する爲めに、絶對的に必要なが如くである、而してこの訓戒を弱めんとする一般的企劃は、假ひその意圖は仁慈的であらうとも、總て、常に、それ自身の目的を敗ることとなるであらう』³⁵⁾

斯くて、國家の採るべき經濟政策としては、消極的に、財産の安固と、自由

35) Ibid., chap. VI. Of Poor-Laws-Continued

競争による不平等なる所得の確保とを、各人に保證するより外はないといふこととなるのである。併し茲に注意すべきは、マルサスは、アダム・スミスと異つて、其の自由放任論に唯一つの例外的主張を加へたといふことである。その例外的主張とは、取も直さず人口に對する彼れの建策である。若し絶對的に自由放任論を採るものとすれば、人口に就ても之を主張すべきであるのであるが、彼は、流石に世の富貧の懸隔を樂觀視する譯には行かなかつた。そこで其の救濟方法として、唯一つの人爲的手段を人口問題に就て主張——但し國家が此の手段を強行すべきことを、主張したのではない——することによつて、僅かに平等によらざる又救貧法によらざる解決法を得たりとなした。私は、茲にマルサスの人口政策を説明することはしないが、『人口論』の第一版に於て『人口の原則』といふ自然法則を説明したるマルサスが、其の第二版に於て『道德的抑制』といふ人爲的の貧困防止方法を認むることによつて、分配論上の絶對

的自由放任主義を棄てたることを、彼れのスミスに對する特徴として記するに、止めようと思ふ。

附記、本章に於ては、デイヴィッド・リカードに就ては論じないこととするが、彼も亦、物質的功利主義者であつたこと、及びマルサスと略ぼ同様なる經濟政策を主張せしことは、疑を容れざる所ある。

第四節 ジェレミ・ベントム（一七四八——一八三二）

第一、ベントムの功利主義

ベントムは、英國功利主義の大成者であると共に、生産政策によつて社會の幸福を最大になさんことを最も明白に主張せる第一人者である。

ベントムは、倫理學なるものが單なる學者の思索の所産ではなくて、吾々人間が經驗によつて實際に親しく體得したる所のものではなくてはならないことを主張し、³⁶⁾斯かる見地より彼れの功利主義倫理を構成した。『道德及び立法の原理序論』の冒頭に於て、彼は、彼れの體系の大前提とも稱すべき命題を述べて

36) Jeremy Bentham, Deontology, (1834), vol. I., pp. 10 and 40.

ある。曰く、

五四

『自然は、人類を二人の主権者、即ち苦痛と、快樂との支配下に置いた。……彼等は、吾々の爲す總てのことに於て、吾々の言ふ總てのことに於て、吾々の考へる總てのことに於て、吾々を支配する。吾々が（彼等に對する）服従を免れんとして爲し能ふ所の、各努力も、畢竟吾々の服従を證明し且つ確認するに役立つに過ぎないであらう³⁷⁾』

尙ほ同書の第五章に、彼は、苦痛と快樂との種類を列擧し、又第四章には、苦痛と快樂との分量の大小を決定する所の諸事情を述べて居る。

而してこの快樂若くは幸福を増加し、苦痛若くは不幸を斥ける所の資質（有形物たる無形物たるを問はず總ての事物及び關係の有する）を、彼は功利と名付けた。³⁸⁾而して功利、幸福、及び快樂なる諸の言葉は、夫れ夫れ特有の意義を有し、幸福とは快樂の集合體を謂ひ、功利とは快樂を増し苦痛を減する

37) Bentham. An Introduction to the Principles of Morals and Legislation, chap. I. Of the Principles of Utility.

38) Cf. ibid.

の性質を指す、ものであるけれども、併し此等は、共に快樂といふ共通觀念によつて一貫せられて居る點より見て、互に代替性を有するものなることが、明かである。

次に吾々は、ベントムの所謂**功利の原則**の意義を検しなければならぬ。曰く、

『デオントロヂの基礎である所の原則は、**功利の原則**である、換言すれば、各行爲を、そが、公けの幸福の分量に貢献するか若くはそれを減少するかかの傾向を有つて居るに應じて、正しいか正しくないか、價值があるか價值がないか、賞讃に値するか賞讃に値しないか、と判定する所の原則である³⁹⁾』

是によれば、ベントムは公けの幸福を増進するか否かに従つて、或る行爲の**正邪善惡の判断**を下さんとするものであつて、茲に倫理的價值判断の標準が明かに示さるゝことゝなつた。従つて倫理學上の善德(virtue)及び惡德(vice)の意

五五

39) Bentham. Deontology, vol. I., p. 24. なお Principles, chap. I. にも同様の句あり。

義が確定して来る。即ち善徳とは、『幸福に貢献をなす所のもの、——即ち快樂を極大になし苦痛を極小になす所のもの』⁴⁰⁾であり、惡徳とは、『幸福を減少し、若くは不幸を加ふる所のもの』⁴¹⁾である。『最大多数の最大幸福』を標語となす所の功利主義倫理が、こゝに完成せられたのである。

而してこの倫理觀は、嘗に道德學者によつてばかりでなく、宗教家並びに政治家によつても齊しく遵奉さるべきものである。『道德、宗教、政治は、一つの共通なる目的を有ち得るに過ぎない。若しも政治家、道德學者、及び神學者が、總て自分達の爲しつゝあることを知つて居るならば、彼等の目的は同一のもの以外に出ることは出来ない。』⁴²⁾茲にいふ同一のものとは、取も直さず社會的功利若くは社會的幸福的増進といふことである。故に今政治に就て之を見るに、政府のやり方が功利の原則に従つて行はれて居るといふことは、『それが社會の幸福を増加するの傾向の方が、それが之を減少するの如何なる傾向よりも、より大

40) Ibid, p. 17.

41) Ibid.

42) Ibid., p. 25.

である場合に』⁴³⁾始めて言ひ得らるゝのである。

私は、以上をもつてベンタムの功利主義倫理の概要を極めて簡單に述べたのであるが、次に有形なる財即ち富よりする所の幸福に、問題を限ることによつて、彼れの經濟政策の原理の研究に入らなければならぬ。されば先づ、ベンタムが富と幸福との關係を如何に解したるかに就て、考察の歩を進めることとする。

彼は、『一定分量の富が幸福に及ぼす結果に就て判断せんとすれば、三つの異なる場合に分けて考へられなければならない。』⁴⁴⁾と述べて、この三つの異なる場合を、

- (一) 富が既に所有されて居る場合、
- (二) それが將に獲得されんとして居る場合、
- (三) それが將に喪失されんとして居る場合、

43) Bentham, Principles, chap. 1.

44) Bentham, Principles of the Civil Code, (Bentham's Works, vol. 1.) p. 305.

に分ち、その一々に就て、更に詳細なる説明を加へてゐる。今之を略述せんに、第一の場合即ち富が既に所有されて居る場合には、

『一、富の各分量は、それに對應せる幸福の分量と連絡してゐる。

二、不平等なる財産を有する二人の個人に就て觀るに、最大の富を有する人は、最大の幸福を有するであらう。

三、最も富める人の側に於ける幸福の超過は、彼れの富の超過ほどに大ではない。

四、同様の理由により、二つの分量の富の間の不釣合が大であればあるほど、それに等しい大さの不釣合が幸福の分量の間に存在するの蓋然性が小となる。

五、實際の(分配)比例が平等に近づけば近づく程、幸福の總量はより大である』。

次に第二の場合即ち富が將に獲得されんとして居る場合には、

『一、あまり細分すると、一分量の富が極く少量になるので、分前に與つたどの人にも、少しの幸福をも齎らさないことになる。

二、等量の財産を有する人々の間に或る分量の富を分配する場合には、この平等がより完全に維持されるやうに分配するに従つて、幸福の總量はより大となるであらう。

三、不等量の財産を有する人々の間に在つては、或る分量の富の分配が彼等の平等を來たすやうになさるゝに比例して、幸福の總量はより大となるであらう』。

最後に第三の場合即ち富が將に喪失されんとして居る場合には、

『一、一分量の富の喪失は、彼が失ふ所の分量と彼が残す所の分量との比例の大小に應じて、より大なる又より小なる幸福の喪失を、各個人に齎らす

であらう。……

二、等量の財産を有する人の数が多ければ多いほど、彼等の間に一定の喪失が分割される場合には、それより結果する所の、幸福の總量に對する喪失は、より著しくないのであらう。

三、一定の點を越わたる後は、喪失を更に細かく分割すると、各負擔額は微少になる。幸福の分量に關する喪失は、殆ど無になる。

四、不等量の財産に在つては、富の喪失による幸福の喪失は、富の喪失の分配が財産をして平等に殆ど近づかしめるやうに爲さるゝならば極めて小さいであらう。⁴⁵⁾」

以上引用せる所によつて、富と幸福との間に一定の分量的關係があることをベントムが認めたることは、明かであるが、然らばベントムは、富による幸福即ち私の所謂物質的幸福を世に最大ならしむる爲めに、如何なる經濟政策を採る

45) Ibid., pp. 305-306.

ことを主張したるか。これ次項の問題である。

第二、ベントムの經濟政策

前項の終りの部分に、私は、富と幸福との關係に關するベントムの所説を引用したが、之を仔細に觀れば、其の所説の根柢に、富の分配が平等に近いほど幸福の總量が大である、との思想が横はつて居ることは、直ちに看取し得る所であらう。今他の一例としてこの平等に關する彼れの見解を擧ぐれば、次の如き句がある。

「……最大多數の最大幸福を目的として將に設立せられんとする、新しい組織を假定するならば、最も富める人より富の素材 (matter of wealth) を取つて、之を貧しい人々に渡し、かくて終に萬人の財産を平等ならしむる、といふことには十分の理由があるであらう……」⁴⁶⁾

斯くの如く、ベントムは富の分配の平等が理論上は最大多數の最大幸福を齎ら

46) Bentham, Pannomial Fragments, (Works. vol. I II.), p. 230.

すべきことを知つてゐた。然らば彼は、私の所謂分配政策によつて世の幸福を増進せしめんとしたるや、といふに、決して然うではなかつた。それは、彼が、理論としての分配政策は、實際に於ては却つて世の幸福を絶滅せしむるの結果を生ずるものである、と考へたからである。蓋し、富の分配を平等になさんとすれば、多く富を有する者に不安と危険を感せしむるのみならず、労働の結果を十分に享受することを得せしめないため労働に對する總ての誘導を消滅せしむることとなり、かくて資本の減少は、労働心の減退と共に、世の富の生産力を著しく減損し、延いては世の幸福に大なる傷害を加ふることとなるに相違ない。而して富める者に不安と危険を感せしめず又働く者に労働の結果を十分に享受せしむる所のは、即ち安固である。安固とは期待の意である。斯くあるべしと豫期せるものを、左様あらしむる所に安固がある。自己の所有に屬する富を、無償で他人に譲らなければならぬことになり、若くは自己の

労働の結果なるが故に當然自己の所有に歸すべきものを、他人に分與しなければならぬことになるならば、そこに期待の裏切りがあり、不安固がある。ベトナム曰く、

『或る原因——人間の行爲又は或る他の作用——によつて、富の素材の或る分量が、……個人の所有より又はその豫期より、彼れの承諾なしに離れしめらるゝ場合に、それが彼の手に存在せざること、若くは謂はゞそれを喪失したること、を考ふることによつて、彼の胸に醸さるゝ所の苦痛を、失望の苦痛と呼ぶ』⁴⁷⁾

『吾々が、行爲の一般的計劃を立て得るのは、これ（これとは未來の期待をいふ——譯者註）によるのである。人生の一定期間を構成する所の繼續的各瞬間が、孤立し獨立せる點の如きものでなくて、相連れる全體の一部分になるのは、これ（前に同じ）によるのである。期待は、吾々の現在の生存と未來

47) Ibid., p. 226.

の生存とを結合し、且つ吾々を越えて後代の人々にまで至る所の、連鎖である。……安固の原則は、此等の總ての希望の支持を意味する、……」⁴⁸⁾ 若し吾々に吾々を未來に結びつける所の「希望」がなく、又「失望の苦痛」が常に吾々を襲うて來るものとすれば、貧困と悲惨とが直ちに吾々を促へるであらう。ベンタムは、不安固と貧窮の例として、野蠻未明の時代や戦争の時に、財産の安固なき爲めに、如何に饑饉の状態が起りしかを舉示して居る。⁴⁹⁾ ところで法律若くは國家の第一の任務としては、人民の期待の本源である所の、財産と労働とを保護し、それ等に對する報酬を確保する、といふことより外により重要なものはない筈である。

「法律は人に向つて、「働けよ、然らば余は汝に報酬を與へん」、とは言はないで、彼に曰ふ、「働けよ、然らば、汝より汝の労働の結果を奪はんとする手を抑へて、汝にその結果を確保するであらう」⁵⁰⁾」

48) Bentham, Principles of the Civil Code, p. 308.

49) Ibid., p. 307.

50) Ibid., p. 308.

「財産は、期待の基礎に過ぎない。……財産の觀念は、既定の期待より成立する、即ち場合場合の事情に應じて、所有物より斯く斯くの便益を引出すことを得るといふ信念より成立する。さて此の期待、此の信念こそ、法律の任務下である。余は、余が自分のものであると看做す所のものをも、余にそれを保證する所の法律の約束によるに非ずば、之を享樂することを期することが出来ない。……財産と法律とは共に生れ而して共に死する。法律の以前に財産なく、法律を取去らば財産は失せる。財産に關しては、安固は、斯く斯くの分量の利益を享受することが出來るといふ、法律に基ける期待に、妨害や激動や攪亂を受けないといふことより成立する。立法者は、彼れ自身が生み出したる所のこの期待に、最大の尊敬を拂ふ義務を有する。彼がそれに矛盾しないならば、彼は社會の幸福に必要な所のものをなして居るのである、……」⁵¹⁾

51) Bentham, Theory of Legislation, (English translation, 1911.), pp. 111-13.

ベントムは、斯くの如く安固に絶大の價値を認め、社會の幸福にとつて、安固の不存在は根本的の傷害を醸すものであると考へたるが故に、彼にとつては、安固を破壊する所の平等は、たとひ理論上幸福を世に増進するが如く考へられても、實際に於ては全く空論に過ぎないものである。彼曰く、

『安固と平等とが矛盾するならば、躊躇は要らない、平等は退去すべきである。安固は、生命の——生存の——裕福の——幸福の基礎である。總てのものはそれに依存して居る。平等は一定の分量の幸福を生むに過ぎない、加之、假ひ平等が造り出されるとしても、それは常に不完全であらう。假ひ一日の間そが存在し得たとするも、次の日の革命はそれを攪亂するであらう。平等の設立は妄想である、爲し得らる、唯一の事柄は不平等を少くするといふことである』⁵²⁾

従つて彼は、共産主義には極力反對した⁵³⁾

52) Bentham, Principles of the Civil Code, p. 311.
53) Cf. *ibid.*, p. 312.

安固は平等に對つて勝利の聲を擧げた。生産政策は分配政策に對して優越なる地位を占めた。是に於て國家の採るべき政策は、炳々乎として明かである。即ち『國民の富の分量を増加せしむる爲めには、……特殊の理由なき限り、(國家の採るべき)一般的法則は、何事も政府によつて爲され又企てらるべきではない、といふことになる。政府の格言若くは合詞は、此等の場合には、靜かなれ (Be quiet) といふことではなければならぬ』⁵⁴⁾ (non-agenda)。換言すれば、各人をして自己の爲めに獨立自由なる活動をなさしむることが、政府の第一の任務である。(sponte acta)。これ蓋し、『自分自身に對して最大の分量の幸福を得ることが、各合理的人間の目的であり、』『各人は、彼が或る他の人に對するよりも、自分自身により密接であり、又自分自身がより大事であるし、』『如何なる他人も、彼れの爲めに彼れの苦痛と快樂とを判斷することは出來ない』、といふ事情があるに加へて、『總ての人の幸福は、各人が彼れ自身の爲めに最

54) Bentham, Manual of Political Economy, (Works, vol. III.), chap. I.

大の分量(の幸福)を獲得することによつてより以外に、最大の範圍に於て之を獲得することは不可能である、⁵⁵⁾といふ否定し難き前提が存するからである。而してかかる見解は、嚮に述べたるアダム・スミスのそれと全然一致するものであつて、自由放任論に特有なる論據である。仍で國家の爲すべき義務として残る唯一のものは、極めて消極的なる作用に過ぎない所の、安固及び自由の確保といふことである。(agenda)。「安固と自由とは、産業が要求する所の總てである。農業、製造業、及び商業が政府に對つて呈出する所の要求は、ディオゲネスがアレクサンダアになしたる要求、——「私を日蔭にして下さるな」といふ要求と同じく、溫和にして合理的なるものである。吾々は恩惠を受ける必要はない、——吾々は唯だ安全にして開豁なる路を要求するのみである。⁵⁶⁾」

最後に附記すべきは、ベンタムの樂觀論である。彼は既述の如く、安固に對して平等を棄てたけれども、併し彼は、平等その物を輕んじた譯ではないので

55) Bentham, Deontology, vol. 1. p. 18.

56) Bentham, Manual, chap. 1.

あつて、安固に牴觸せざる限りに於て世に平等が行はれることは幸福を増す所以であると考へしのみならず、更に進んで、世が文明になるに従つて實際に自ら平等に近づきつゝあるものと信じてゐたのである。曰く、

「農業、製造業、及び商業によつて榮えてゐる國民に在つては、平等に向つての不斷の進歩がある、といふことを吾々は論じ得る。若しも法律がそれに反對しないならば、——若しも法律が獨占を支持しないならば、——若しも法律が世襲財産を許さないならば、大財産が、努力なく、革命なく、激動なくして、少しづつ分割され、而して遙かに多くの個人が、適度の財産を所有するといふ便益に與かるであらう。……故に、安固をして最高の原則としての地位を保たしむるも、それは間接に平等の設立を促すが、反之、平等は、社會秩序の根柢とさるゝならば、該秩序の設立に於ける安固を害するであらう、といふことを吾々は結論しても良からう。⁵⁷⁾」

57) Bentham, Principles of the Civil Code, p. 313.

論じて茲に及ぶとき、吾々は、ベンタムの樂觀論が、アダム・スミスのそれに酷似せるを見ると共に、今日經濟社會の實際の現象が、彼等の樂觀論を皮肉にも益々裏切つゝあることに、思ひ及ばざるを得ない次第である。

括言

以上四節に亘つて、私は、ヒューム、スミス、マルサス、及びベンタムの功利主義學說と其の經濟政策を研究し來つたのであるが、今顧みて此等の學者の所説を通覽する時に、私は、其等に多少の差異はあるにもせよ、其の間を脈絡貫通する所の根本思想が流れて居るのを、看過することが出来ない。

抑も英國第十八、九世紀は産業革命の時代である。中世の封建制度の外殻を破つて、貴族武士の階級を粉碎したるものは、この産業革命の氣運に乗じて一躍世の活舞臺に現はれ出でたる生産者階級（即ち所謂第三階級）である。彼等

は自由を要求し、而して之を克ち得た。進歩は自由の賜である。國富の増加、物質的享樂手段の増進は、誠に著しいものがあつた。産業謳歌の時代が到來した。

併しかゝる目醒しい進展の裏面には、矢張り幾多の犠牲者があつた。勞働者階級（即ち所謂第四階級）に屬する人々が、即ちそれである。彼等は、世の富が増殖せしにも拘らず、貧困と饑渴とに襲はれて、日一日を不安と恐怖とを以て暮さなければならなかつた。これが世の苦悶であり、社會問題の根本原因である。

而してこの傾向は、既に産業革命時代の當初に萌し、其の進展と共に益々強盛になつて來た。ヒューム、スミスを経て、マルサス、ベンタムの時代に及んで、世の苦悶は愈々激きを加へて來た。正統經濟學派に屬する此等の學者と雖も、右の事實に盲目であることは出来なかつた。社會の幸福の増進といふこと

が彼等の目的である以上、この幸福を減殺する所の、社會の苦悶又は苦痛を看過することは出来ない。そこで彼等は、貧富の懸隔を匡正する爲め的手段として、富の平等といふことを考へた。而して彼等は、平等が世の幸福を大いに増進すべきことを、理論上認めざるを得なかつた。併し彼等は、社會の幸福の増進の爲めに直ちに平等を主張することを敢行し得なかつた。それは、彼等が、不安固が平等に必然的に伴ふことに、氣付いたからである。惟ふに國家的の專制壓政を打破して自由を得たる新らしい國民にとつては、安固の要求は絶対的價值を有するものである。安固なくば自由なく、世の生産力は減退し、富從つて物質的幸福は大いに害せらるゝに相違ない。これ正に當時の時勢に逆行するものである。仍で遂に切角の平等の考案も、滔々たる自由(若くは安固)の要求の爲めに、一溜もなく水泡に歸せしめられて仕舞つた。大なる結果を得る爲めに、小なる損失を顧る暇がなかつたのである。上記の學者の中、スミス、ベン

タムの如く、世の進歩につれて平等が漸次實現せられて來るもの、如く樂觀したるものはあるけれども、併し經濟政策の根本原則として平等を棄て、安固に赴きたる點に至つては、彼等は悉く合致して居る。

而して最後に論すべきは、何故に彼等は平等と不安固との間に必然的因果關係ありと認めたりや、といふことであるが、それは、一言にせば、彼等が、各個人の利己心の作用を重要視し、而してこの利己心の自由なる活動が、個人の最大幸福を、又やがては社會の最大幸福を齎らすものであると、考へたが故である。蓋し、各個人の利己心を重要視する以上、世に人爲的なる富の平等を作出することによつて、資本を有するもの又勞働力を有するものに、失望の苦痛を與へ、以て彼等の利己心よりする懸命なる活動力を鈍くするといふことは、社會の幸福にとつて大打撃たらざるを得ないであらう。余が、前述の學者の經濟政策を名付けて、生産政策といひ自由放任主義といひたる所以、又それが普通に

個人主義的又は資本主義的經濟政策と言はるゝ所以は、實に這般の事情に胚胎するのである。

—雜誌『經濟論叢』第十四卷第五、六號及び第十五卷第一號所載—

第四章 平等論(其一、キリヤム・トムスン)

第一節 トムスンの經濟學史上の地位

アダム・スミスに始まり、リカード、マルサスを経て、ジョン・ステウアート・ミルに至つて大成せられたる英國經濟學說の一系統を、吾々は普通に正統派經濟學又は個人主義經濟學と呼んでゐる。此の學派は、實に今日まで、經濟學の正系となり中心となり來つた所のものである。併し乍ら、之に正統派といふ文字が冠せられてゐることは、同時に、これに對して『正統ならざる』或る學派の存在せることを、表明するものである。吾々は、之を社會主義經濟學と名付ける。其の代表的學者は、言ふ迄もなく彼のカアル・マルクスである。正統派より見れば、この『正統ならざる』經濟學は異端邪說であらう。然し今日其の重要性に於て、後者は決して前者に劣つてゐないのみならず、却つて益々其の價値

を認められつゝある。世人は、此等兩説の結論が甚しく相違せるを見て、其等が其の成立の根本よりして全然氷炭相容れざるものであるかの如く考へ易い。去れど今日兩者の間に似ても似つかぬものがあるからとて、彼等が生れ落ちし際に既に異なる母を有つてゐたものであると考へるのは、聊か早計に失する。否寧ろ彼等は同じ腹より生れ出でたる兄弟であると思ふ方が適當であらう。現にマルクスの如き、其の價值論に於て、リカアドを母に有ちスミスを祖母に有つてゐる。併し、母を同じうする兄弟が生長するにつれて外圍の環境に影響せられて全く異なる人間になることがある如く、同じ思想より出發したる經濟學者達も、彼等の性行や社會の諸事情や彼等自身の境遇やに左右せられて、段々と異なる思想と學説とを懷くに至つたのは怪しむを要しない。彼等の中で、個人主義的、資本主義的經濟學説を把持してゐたものは、丁度當時の社會の傾向及び特に支配者階級の人々の思想に合致したので、終に正統派といふ形容詞を

受くるに至つた。そうしてマルクスに至るまでは、此等正統派に屬する學者のみの獨り舞臺であつて、之に反する説を持するものは、不遇なる境涯を辿らなければならなかつた。英國第十八、十九世紀經濟學の裏面史を編む所の人々が即ちそれである。キリヤム・ゴドキン、ロバート・オウエン、ジョン・グレイ、ジョン・モルガン、ジョン・ブレイン、トマス・ホヂスキーン、及びチャティスト運動に参加せる人々等を、其の中に數へることが出来る。私が茲に研究せんと欲するキリヤム・トムスンも其の重要な一人である。彼は第十八世紀の末葉にアイルランドのコークに生れ、一八三三年に約五十歳をもつて死せる人である。彼は富める地主であつて、所謂『他人の勞働の生産物であつて人が地代と呼ぶ所のもの』で生活をしてゐたが、後にオウエン主義を奉じ、終に一八三〇年に、彼れの財産の大部分を同主義實行の目的の爲めに差出すべく遺書した程、爾かく熱心になつた。但し此の事は、親族の反對があつて殆ど實行が出来なかつ

た。

彼は、ベントナム主義者であると共に、オウエン主義者である。彼は又、リカアドの思想を承け繼ぐと共に、ゴドキンの意見をも取入れてゐる。然らば此等の多くの思想は、如何にしてトムスンの思想の中に於て調和され統一されるか？ 是れは常に理論上興味ある問題であるのみならず、英國に於ける初代の社會主義者が、如何にして個人主義經濟學より離れて、それと別の途を辿るに至りしかを見る上に於て、學說史上甚だ重要なものであらう、と思はれる。トムスンには、以下列擧するが如き論著がある。

『人間の幸福を進むる上に最も役に立つ所の、富の分配の原理に關する研究、富の任意的平等に關して近頃提議されたる制度に當倣めて見て。』（一八二四年）

『人類の一半たる女子が、他半たる男子の僭越——女子を政治的奴隸、從つ

て民法的及び家内の奴隸として留め置かんとするの——に反對して提起する訴、ミル氏の有名なる「政府論」の一項に答へて。』（一八二五年）

『報いられたる勞働。勞働と資本との要求の宥和、即ち如何にして勞働に、その努力の全生産物を確保するや？』（一八二七年）

『相互協力、共同所持、及び勤勞並びに享樂手段の平等、の原理に基ける共產團體の速かなる且つ經濟的なる設立に對する、實際的指導。』（一八三〇年）
此等はトムスンの思想を研究する上に於て、是非見なければならぬ書物であるけれども、不幸にして、第一に掲げたる、彼れの分配論に關する書物の外は、之を手になし得ざるが故に、本章及び次章に於ては、専ら此の一書を中心として、前記の諸點を研究することとし、他の書物を手に入る、の日を待つて、トムスンの研究を完うすることゝ爲ようと思ふ。併し乍ら此の「分配論」は、トムスンの論著中、其の分量に於て最大であるのみならず、彼れの思想の

理論的根據の説明を殆ど盡し且つ彼れの其後の著作に現はれたる結論に至る道程を略々察知せしむるに足るものを含んで居るが故に、本書を研究すればトムスン研究の大半を卒へたりといふも、強ち過言でなからうと思ふのである。

トムスンの分配論の内容を研究するに先つて、彼れの議論の組立を明かにする必要がある。蓋しこの組立を最初に説明して置かなければ、正に六〇〇頁に亘つて繰返し叙述せられたる彼れの意見を、其の核心に觸るゝことなくして、無意味に羅列することゝなる虞があるからである。

トムスは、先づ第一に、所謂功利主義即ち最大多数の最大幸福といふ主義が、經濟學の奉すべき不變の理想であることを説き、其の實現の手段としては、社會の富の正しき分配といふことが最も重要なことを論じてゐる。それは、極く大體に於て、彼れの『分配論』の緒言の後の三分の二及び本論の第一章

を占めてゐる。私は本章第一節に於て其の大體を紹介する積りである。

次に最も注意すべきことであつて、而かも普通に餘り明白にされてゐない——勿論それはトムスンの章の分け方等に不備な點があるからでもあるが——ことは、トムスンが彼れの分配論の議論を、自由競争の行はるゝ社會並びに自由競争の行はれざる相互協力の社會の二つのものに就て、別々に叙述し、而して此等と比較對照せしめてゐるといふことである。このことは、彼れの『分配論』の第一章以下總ての章に亘つて試みられてゐる所の顯著なる事柄である。唯だ是等二つの社會の何れがより良きかに就ては、彼は本書中には未だ明白に之を記述してはゐないけれども、而かも全篇を通讀して得たる印象及び彼れの後の著作の書名等より見るときは、吾々は容易に、トムスンがオウエン流の相互協力の社會を終に最良なるものなりと斷定したることを、看取し得やう。之を要するに、彼は總論とも謂つべき部分に於て、功利主義といふが如き根

本的なる不變の原理を説き、而して此等を常に基本概念となしつゝ、各論とも謂つべき部分に於て、自由競争の社會及び相互協力の社會の長所並びに缺點を述べて居るもの、如くである。勿論このことは、前にも述べし如く、『分配論』の中に明かに區分されてある譯ではないけれども、トムスンの思想を理解する上に於ては、かくの如く組織立て、研究するを便宜なりと信するが故に、私は上記の趣意及び順序に従つて、以下研究を進めようと思ふ。

第二節 トムスンの根本思想

第一、分配論の重要

トムスンは、如何にせば最大多數の最大幸福が得らるゝか、といふ問題の解決を、彼れの中心目的となした。換言すれば、所謂功利主義が彼れの思想の嚮導原理であつた。『分配論』第一章の冒頭に曰く、

『善き結果と惡しき結果、又直接の結果と間接の結果、此等總ての諸結果を

較量する所の功利、即ち人間の幸福の最大可能量の追求、これが本研究に於て常に記憶されて居る所の嚮導原理であつて、而して之に對して他の總てのものは從屬的のものたるに過ぎない。』¹⁾

こは取も直さず、ベントムの功利主義を其の儘承け繼げるものである。

然らば彼は、此の理想を如何にして實現せんと欲したかと云ふに、それは富の公正なる分配といふ手段によつてある。『分配論』の主たる目的は、其の書名の示す如く、實に『人間の幸福を進むる上に最も役に立つ所の、富の分配の原理』の發見といふことに在つたのである。勿論後に述ぶる如く、トムスンは富の生産といふことを決して輕んじた譯ではないけれども、而かもそは分配の爲めの生産であつて、分配は矢張り常に第一義的地位を占めて居る。是れは、彼が、『一貧者より一錢を取つて之を一富者に與へよ、然らば該貧者は、該富者が得るよりもより多くの幸福を失ふことゝなる、』といふベントム流の功利主義

1) Thompson, Distribution, p. 1.

的見地より出發して、如何に富の生産が大であつても、其の分配方法に缺陷が有るならば、結局最大多數の最大幸福といふ理想は達し得られない、と考へたが故である。彼曰く、

『一つの團體にとつて重大なのは、富の單なる所有ではなくて、其の公正なる分配である。それは個人に就て然うであると同じく、團體に就ても然うである。人は物的享樂手段——それは總ての文明社會に於て、主として富の客體より成立してゐる——無くば、幸福たり得ない。併し此等の物體の比較的少量を以てするも、人々は曾つて彼等が幸福であると思はしよりも、より幸福であるかも知れない、他方に、有り餘る程に此等の物體を有つてゐても、彼等は尙ほ悲惨であるかも知れない。社會が主として利害關係をもつて居るのは、富の客體の數量ではなくて其の用途及び分配である。』²⁾

更に進んでトムスンは、富の公正なる分配が人間の物質的愉快より受くる所

2) Ibid. p. IX.

の幸福のみならず、間接には總ての精神的愉快より受くる所の幸福をも、増進するものなることを述べてゐる。曰く、

『富の分配よりも、より興味ある題目はない、又若し正しく取扱はるゝならば、これよりもより有用なる題目はない、何故なれば管に直接には各社會の物質的慰樂のみならず、間接には甚だ大なる程度に於て、社會が享受し得る所の、道德の分量 (quantum of morality)、同情、細心、及び慈惠より受くる快樂の分量、並びに知的享樂の分量は、富の正當にして且つ賢明なる分配に依存するものなることが、發見さるゝであらうから。』³⁾

トムスンが富の分配なる問題を特に重要視したる理由は、以上によつて明かであらう。

尤もトムスン以前に於て、富の分配といふことが經濟學者によつて全然顧られてゐなかつたといふのではないけれども、——例へばチェイムズ・ミルは、其

3) Ibid. p. I.

の著『經濟學の原理』に於て『分配』なる章を設け、又其の中で『分配の自然法則』に就て論じてゐる、——それは、分配が富の『再生産及び蓄積に影響を及ぼすであらう』⁴⁾所の範圍内に於て、研究せられたのみであつて、それが直接に人類の幸福に關係するといふ意味に於ては、全く度外視されてゐたのである。

抑も經濟政策の根本原則として、生産と分配とが其の重要さを等しくし、此等が車の双輪の關係に在るといふことは、今日何人も疑を容れない所であるが、併し之を歴史的に見るならば、生産と分配とは、必ずしも同様の取扱を受けなかつた。實にヘンリー・シジューキクの言へる如く、『アダム・スミス及び彼れの初期の承繼者は、彼等が一つの技術（政策の意——譯者註）としての經濟學を論ずる限りに於て、經濟學の目的は富の國民的生產を出来るだけ大にするこゝとに在ると考へたのであつて、そうして出来るだけ良い分配を目的とするといふやうな考を懷いてゐたやうには、殆ど見えない。』⁵⁾即ち所謂正統派に屬する人

4) Ibid. p. IX.

5) Henry Sidgwick, The Principles of Political Economy, 2nd ed., (1887), p. 396. Cf. ibid. pp. 24-25.

々は、如何にせば富の生産を其の原費に比して大ならしむることが出来るか、即ち如何にせば勞働をしてより生産的ならしむることが出来るか、といふ問題を主として取扱つたのであつて、勞賃の増加といふが如き分配の問題は、生産の問題が解決されたる後に、始めて而かも必然的に解決し得る所の第二次的の事柄に過ぎないと看做したのである。之に反してトムソンは、前述せる所によつて既に明かなる如く、如何程多くの富が生産されても、若し其の分配方法にして當を得ないならば、公正に分配せられたるより少しの富よりも、社會的により少い效用を生むに過ぎない、といふ見地よりして、富の生産よりも其の分配の方がより重要であると考へた。

正統派經濟學よりして『正統ならざる』社會主義經濟學が分岐したのは、正に斯くの如き見地の差によるものである。併し乍ら若し人があつて此等の兩派を以て全然其の本質を異にするものであると解するならば、それは大いなる誤であ

る。何故なれば、此等兩派は目的を達する手段に於ては斯くの如く互に相違してはゐるけれども、目的其物に就ては功利主義といふ全然同一なる見地に立つてゐるからである。(註)

(註) 功利主義は、其の源をロック、ヒューム等に發し、倫理學說としても可なり大なる影響を及ぼしたが、それよりも經濟學の根本概念として常に意識的に又は無意識的に想定されることによつて重要な役目をなした。アダム・スミスも、其の倫理學說に於ては兎も角、其の經濟學說に於ては、功利主義を採用した。ベンタムは、個人主義經濟學と倫理學とを功利主義の下に統一した人であると謂はれてゐる。然し、功利主義は個人主義經濟學の根本概念であるのみでなく、亦社會主義經濟學の根本思想でもある。トムスンがベンタム主義者であるといふのは、彼がベンタムより功利主義を取り來つたことを指すのである。唯だ異なる點は、ベンタムはスミス等と同じく富の生産によつて功利主義的結果を得んとしたるに反し、トムスンは富の分配によつて之を達せんとしたることに在る。(ヒューム、スミス、ベンタムに就ては、本篇第二章及び第三章を参照せよ)

第二、分配の平等

吾々人間は、快樂と苦痛とを感受するの能力を有し、而して本能的に苦痛を

避けて快樂に就かんとする所の感情的動物である、とトムスンは看做した。幸福とは、快樂の感情の繼續的狀態をいふ。即ち快樂は幸福の構成部分であつて、幸福は快樂の總計である。然らば如何にすれば最大多數の人が最大多量の幸福を享受することが出来るか？

トムスンは、このことを説明するに當つて、先づ『總ての正氣なる個人は、同様に取扱はるゝならば、富の客體の相等しき分前よりして、相等しき享樂を得ることが出来る』⁶⁾といふ前提を置いてゐる。(註)

(註) かゝる見方は、一見人間を全然機械的に觀察したる結果なるが如くであるけれども、併しトムスンは決して教育又は境遇の差による人の性情の差といふことを閉却して居るのではない。博士シュブルツハイム及び其の後繼者達の主張するであらう如く、人間の腦髓の中は一定數の細部分に分れてゐて、其等が適當なる刺戟を受くる時は夫々獨特の感情を惹起するものであるとか、腦の此等の部分は、或る事情の下に於ては、この一定の感情を特定の行爲に導くものであるとか、若くは此等の各機關又は腦髓全體は、境遇又は教育の如何に拘らず、常に特定の習慣と性格とを生むもの

6) Thompson, Distribution, p. 23.

であつて不可變性を有するものであるとか、といふ考には賛成が出来ない、とトムソンは明かに言つて居る。⁷⁾併し乍ら斯くの如く人の性質に及ぼす教育と境遇との影響を認むるも、このことは決してトムソンの上記の前提を無意義にはしないであらう。何故といふに、『同様に取扱はるゝならば』といふ條件が附随してゐる爲めに、この前提は、教育及び境遇の差如何を無視したる場合の説明であつて、従つて人間の性情を純粹なる形に於て觀察したる場合の立論である、といふことになるからである。例へば、若しも同一分量の富が奴隸と主人とに與へらるゝならば、前者によつてより多くの幸福が感受さるべきは、明白なる事柄である。これ蓋し主人と奴隸とは實際上『同様に取扱はれ』てゐないが故である。併し乍ら若し吾々が自然の儘の人間として此等兩者を考へ、而して其の享樂能力を比較するならば、其の間に何等の差等をも發見し得ないであらう。トムソンは斯く考へて、人は同一分量の富よりして同一程度の幸福を感受し得るものと斷定した。私は今其の當否を姑らく不問に附して、只管トムソンの論理を辿ることとする。

今假りに此の前提を正しいとするならば、最大多数の最大幸福を得んが爲めには、富を可及的に平等に社會各構成員の間に分配することが望ましいといふことは、自明の理であらう。蓋し、同一の富の各單位が順次に同一人の所有に

7) Cf. *ibid.* p. 21.

加へらるゝ毎に、それは幸福を生産するの力を遞減するものなるに反し、それが多くの個人の間分配さるゝならば、それは皆相等しき分量の幸福を生産することによつて、其の幸福生産の最大能率を發揮するであらうが故である。トムソンは次の如き例を擧げて、このことを説明してゐる。曰く、

『若しも小麦が慾望の目的物であり且つ稀少なる物であるとするとすれば、……それを三十日間連續的に使用する人、即ち三十倍の分量を使用する人は、各單位量の分前を受くる所の三十名の消費者よりも、決してより多くの享樂をそれより得ないであらう、(他の總ての事情は相等しいとする)、何故なれば、此等三十名の各々は、新奇なる獲得(物)を享受するであらうに反し、三十單位の分前を消費する人にとつては、次ぎ次ぎの各部分は、段々此の(新奇といふ)性質を失つて、益々其の價值を減少するに至るであらうから。爾かのみならず、三十名の人々の、食事より受くる所の單なる物質的享

樂は、周圍に於て同じ様に享樂しつゝある人々の満足に共鳴を感じるこの快樂によつて、なほ高めらるゝであらう。之に反して、三十單位の分前を單獨で消費する人の享樂は、相等しき分前を剝奪されてゐる人々の嫉妬及び惡意によつて、殆ど無になるまで減少せしめらるゝであらう。⁸⁾』

斯くて、或る貨物にして、十分なる享樂を與へ得る所の各部分に分割さるゝことが可能であり、又爾かく分割さるゝに足るだけの分量に於て存在する限り、幸福は該貨物の平等なる分配によつて増加さるゝものであるといふのが、トムソンの結論であつた。こはベンタムが、『富の分配は、平等に近づけば近づくほど、全體の幸福の分量は、益々大なる、』と言つたのと合致してゐる。

併し乍ら事の實際を觀察するに、各個人は他人の幸福を犠牲にしてまでも、自己の幸福を追求せんと焦つて居る。各個人は、或るべく多くの富を自己の手の中に入れ、以て直接には物質的快樂を、又間接には精神的快樂を、成るべく多

8) Ibid, p. 93.

9) 經濟論叢第六卷第五號河上博士論文『生産政策か分配政策か』及び本書五八頁一六〇頁參照

く獲得せんとして居る。而して斯かる行爲を是認し且つ之に裏書を與ふる所の學說としては、「各個人は自己の幸福の最良の判斷者である」といふこと、及び「個人の集合體たる國家又は社會の幸福は、各個人の幸福の總計である」といふことを前提として、最大多數の最大幸福は各個人をして自由に自己の利益を追はしむることによつて必然的に達成し得らるゝものである、と主張するアダム・スミス等——而して實にベンタムも之を主張する一人である——の意見がある。

是に於て、同じ功利主義の根據の上に立ちながら、富の平等なる分配によつて之を達せんとするものと、各人の利己的活動を許して富の不平等なる分配を認めつゝ之を達せんとするものとの、二つの相反せる主張——此等の主張が相反してゐることは、次節に於て更らに詳説する——が愈々明かになつた。而して茲に注意すべきは、平等論を明かに意識しながら而かもそれと相容れざる自

由論を採れるベントムの立場であるが、私は既に前章(特に六一頁—六八頁)に於て、ベントムの此の謎のやうな立場を釋明し得たと信ずるから、茲には最早述べない。唯一言附説すべき點は、トムソンはベントムより功利主義と富の平等分配論とを得來つたけれども、彼と異つてこの分配の平等といふことを終始一貫して主張したるが爲めに、正統派の主張たる自由放任主義と妥協すること能はず、終に此の點に於てベントム主義に重要な修正を加へざるを得なくなつた、といふことである。(註)

(註) 私は、この分配の平等といふ思想が、トムソンの根本思想であると考へる。彼は、之を措いて他に、最大多數の最大幸福を實現するにより適當なるものを見出し得なかつたのである。されば彼にとつて此の原理は、社會經濟組織の如何を問はず、常に目指さるべき理想であつた。惟ふに此の思想は、今日所謂生存權の主張なるものと軌を同じうするものであらう。アントン・メンガーの與へたる定義によれば、生存權の主張とは、『社會の各員は、彼れの生存に必要な物財及び勞務が他人の緊切の度少き欲望の充足に供せられるに先ち、現存資料に應じて彼に頒與されることを要

求する權利を持つて居る』¹⁰⁾との主張を言ふのであるが、之を言ひ換ふれば、苟くも世に生を享けたる以上、如何なる人間も、少くとも生活必需品の平等なる分配を受けて、生存を保つて行くの權利をもつて居る、といふことになる。これ、トムソンが、『平等の規則は、假ひ生産に勞働が使用されざる場合と雖も、常に從はれなければならない』¹¹⁾と言つて、總ての人間——勞働者たると不勞者たるとを問はず——が富の平等なる分配を享くべきものなることを主張したると、符節を合するが如くである。併し乍ら注意しなければならぬことは、生存權の主張者とトムソンとの此の一致は、單に議論の結果の一致に過ぎないのであつて、兩者が如上の相似たる主張をなすに至りしその根本觀念は必らずしも相等しくない、といふことである。蓋し生存權の主張者が富の平等なる分配を主張するに至りしは、彼等が人間に、生を享けたる以上之を續けて行く、即ち生存をして行く、といふア・プリオリなる權利を認めたるが故なるに反し、トムソンが富の平等なる分配を主張するに至りしは、それが人類の最大幸福を齎らす唯一の道であると考へたるが故である。トムソンは此の點に於ては飽くまでベントム流の功利主義者であつた。

要するに、トムソンは人類の幸福の増進にとつて、富の平等なる分配が最も有效なることを信じてゐた。然らば此の制度は、果して今日の社會組織の下に於て實現されてゐるであらうか、又實現され得るであらうか? それを妨ぐる

10) 森戸氏譯、近世社會主義思想史、一五頁

11) Distribution, p. 65.

ものはないであらうか？ 又他の社會組織の下に於ては、此等の問題は何うなるであらうか？ 私はタムスンに従つて以下此等の問題の検討に歩を進むるであらう。

第三節 自由競争の上に立つ經濟組織の検討

第一、平等と安固(勞働全收權)(Equality and Security)

(一) 自由競争とは、言ふ迄もなく、社會各個人の利己的活動を是認し、彼等をして夫々自己の最も有利なりと信する方面に自由に活動せしむるの制度をいふのであつて、これを言ひ換へれば個人主義に外ならない。此の思想は夙に英國に於て第十七、八世紀に起つたものであつて、チャイルド、ペテイ、キング、ヒューム等を経て、アダム・スミスに至つて經濟學上の根本概念となつた。スミスは、各個人が自己の利益を追ふのは、人類共通の性情であつて、これ有るが故に人類は期せずして常に最大の幸福を得つゝあるものであるとなした。

彼曰く、

『自分自身の境遇をより善くせんとするの、各個人の自然的努力は、自由と安固との保證を以て力を揮ふことを許さるゝならば、極めて有力なる主義であり、従つてそれは、單獨でもつて何等の援助なくとも、社會を富裕と繁榮とに齎らすことが出来るのみならず、人間の立てた法則が愚劣である爲めにそれによつて屢々其の活動が妨げられたる所の、數多の不遜なる障礙を征服することが出来る、云々¹²⁾』(尙ほ本書上篇第二章第二節を参照せよ)

今日の經濟組織は、完全なる自由競争の上に立つてはゐないけれども、然し或る大なる程度までは然りと言ふことが出来る。資本家も勞働者も、農業者も工業者も、只管自己の利益を追ふことを唯一の目標として、經濟的活動をなしてゐる。又資本家同志の間、勞働者同志の間、工業者同志の間、又農業者同志の間にも、只管他人を排して自己の境遇をより善くなさんとの暗闘が常に行は

12) A. Smith, Wealth of Nations, vol. II, p. 43.

れてゐる。而かも各個人の間に又各階級の間に、夫々力の相違がある。金力、筋力、權力、又智力に於て、彼等は平等たり得ない。仍で彼等の間に富及び幸福の分配に不平等が起るのは、洵に自然の勢である。實にトムスンの言へる如く、『労働によつて生産されたる品物の分配に於ける絶対的平等は、……個人間的競争の制度の下に於ては、實行が不可能である、或は假ひ實行され得るとするも、それは不得策である。』自由競争と分配の平等とは、斯くて相容れざる二つの概念である。

(二) 尤も今日自由競争の制度の下に於ても、富の分配の平等といふことは、若し吾々が強制といふ外部的の力を用ふことが出来るならば、必ずしも不可能では無い筈であるが、しかしトムスンによれば、この強制と云ふことは、自由競争と兩立すべからざるものであつて、且つ其の兩立を不可能ならしむるものは、自由競争の制度に缺くべからざる所の、分配の安固 (Security) の

13) Distribution, p. 95.

要求である。然らば分配の安固とは何をいふか？

トムスンによれば、富とは『欲望の目的物』であつて、『労働によつて獲得されたる』ものを云ふ¹⁴⁾。従つて土地、空氣、水、光、人、馬等は、その生産に労働を要しないから、それのみでは富たり得ない。富は總て労働によつて獲得されたものである。故に『労働は富の唯一の親である。』¹⁵⁾ (註)

(註) なほ之と同時に、富の價値の尺度となるものも労働でなければならぬ。トムスンによれば、一定の富の價値は、之を生産するに必要な筋力と技術とを有する人々の労働の平均的分量』に應じて、定まるのである。思ふに此等の思想は、かのリカアドのそれと全然相等しい。唯だリカアドは、主として富の交換價値に就ての労働尺度説を中心概念となしたるに反し、トムスは、寧ろ富その物の發生についての労働説を重要視したる點が、兩者の趣を異にせる所である。現にトムスは、『交換上の價値は、富の概念に殆ど常に附隨してはゐるが、それに必要ではない。何故なれば、小さな諸共產體は何等の交換をなさなかつたけれども、共同労働によつて富み且つ幸福であつたから』¹⁶⁾と言つて居る。是に由て觀るも、交換價値を重んずる資本主義經濟學と效用又は幸福の増加を主眼とする社會主義經濟學との對照が明白であらう。

14) Ibid. p. 9.
15) Ibid. p. 7.
16) Ibid. p. 6.

富の意義及び勞働と富との關係に關するトムソンの考は、以上述ぶるが如くであるが、彼はこの考を更に一步進めて、勞働の提供者たる各個人は、彼れの勞働生産物の全使用の權利を有すべきことを説いた。今日所謂勞働全收權が即ち之である。惟ふに此の推理の過程は極めて自然的であつて、何等の矛盾をも含まないであらう。蓋し勞働が富の唯一の生産者であるといふ以上、或る個人の勞働のみによつて生産せられたる富——若し斯かる富があるとするならば——が全部彼れの所有に移るべきであるといふことは、各個人の利己心の發動を是認する限りに於て、當然に推理し得らるゝ事柄であるが故である。トムソンは、斯くの如く各個人に彼れの勞働の生産物たる富の全處分權を保證することを、分配の安固と稱した。

(三) 若しも自由競争の制度の下に於て此の分配の安固が無く、各個人は必ずしも自己の勞働の全生産物を享有することが出来ないものとするならば、

社會の生産力は激減し従つて社會の幸福はそれだけ減少せしめらるゝであらう。何故なれば、自己の勞働に對する十分なる報いを受くることなしに、他人の便益の爲めに勞働を續くるといふが如きことは、普通人の爲さざる所であつて、又之を各人に強要することは、道德上の不可能事を強ふるものであるから。是に於て自由競争といふこと、分配の安固といふこと、は、密接不可離の關係をもつて居るものと言はなければならぬ。而かも分配の安固の要求は、總ての人が同一の勞働能力を有し而して同一の勞働をなさざる限り、各人に悉く異なる分量の富の所有を保證すること、上述せる所よりして明かなる所である。斯くて自由競争を前提とする以上、分配の安固が保證する所の分配の平等に對して強制力を以て分配の平等を行はんとするは、正反對なる要求を同時に充たさんとするものであつて、到底不可能事たるを免れない。

之を要するに、自由競争の下に於て平等を實現せんとせば強制によるの外な

く、而かも自由競争の成立要件たる安固の要求は強制を排斥する。是に於て、自由競争と平等とは如何にするも相調和され得ざる所のものであることが、明かである。更に突き詰めて考ふるならば、このことは相矛盾する所の二つの要求、即ち平等と安固といふ二つの要求、の衝突であることを見ることが出来やう。平等と安固。前者は最大多数の最大幸福を富の分配によつて實現せんことを目的とし、後者は富の生産に對する最も強き刺戟を確保することによつて、間接に人類の幸福を増進せんとするものである。前者は分配の爲めの分配政策であつて、後者は生産の爲めの分配政策である。此等は、自由競争の制度の下に於ては互に相容れざる主張である。一方は他方を犠牲にすることによつてのみ成立し得る。

前述せる如くトムソンは平等を以て人類幸福の増進の上に最も有用なる永久的の要求であるとなした。こは如何なる場合にも従はるべき原則あると彼は考

へた。併し乍ら自由競争の制度の下に於ては安固の要求を無視することが出来ない。仍で彼は此等の兩要求を或る程度に於て妥協せしめようと試みた。曰く、自由競争の制度の下に於ては、富の絶對的平等は問題とならないから、吾々は、最大の生産に相反せざる範圍内に於て、——即ち安固の要求に違反せざる範圍内に於て——能ふ限り平等に接近することを目的とするの外なし¹⁷⁾と。然らば平等と安固とを不徹底ながらも妥協せしむる所のものは何であるか？
トムソンの所謂任意的交換が即ち是である。

第二、任意的交換 (Voluntary Exchange)

(一) 自由競争の制度の下に於て、吾々は安固の要求に違反せざる程度の平等に満足せざるべからざること、前節に述ぶる所の如くである。故に本節に於ては、安固によつて限定せられたる平等とは如何なる程度のものであるか、に就てトムソンの所説を觀よう。

17) Cf. Distribution, p. 95.

彼れの考によれば、勞働は富の唯一の生産要素である。而して勞働の提供者は、その勞働によつて生産されたる富を全部處分することが出来なければならぬ。是に於て、勞働を多く提供するものは多くの富を得、勞働を少く提供するものは少しの富を得るのみであり、而して勞働を全く提供せざるものは全く富を得ざることとなる。従つて彼等の中に富の分配の不平等を生ずる。然らば富を過分に有する者の剩餘の富は如何に處分さるべきであるか？ 富を有せざる者は如何にして其の享樂に與ることが出来るか？ 過分の富を強制的に足らざる所に移すことは、自由競争の制度の下に於ては、安固の原則之を許がさない。トムスンは、茲に一つの原則として『任意的交換』の理を説いた。『任意的交換』とは、富を得んとする人が、その富を餘分に所有せる人に、後者が正當なる對等量であると任意に認定する所のものを與へて、それと引換へにその富を得るの方法をいふ。これには、富の所有者が、自己の交付する富に正に對等

するものを得ること、及びそれが果して自己の與ふる富に對等して居るかどうかの認定は、全然彼れの自由意思に出でなければならぬといふこと、の二つの條件が必要である。されば、若し富の所有者が自己の與ふる富に對して何等の對等物を得ざるか、若くは假ひ之を得るとするも、自己の自由なる判斷によらばそれは決して對等物と稱するを得ざるものであるならば、こは『任意的交換』とは稱し難い。

トムスンは、此の原則が確實に行はるゝならば、最大の生産を確保しつゝ、平等を或る程度まで實現し得べきことを述べてゐる。其の理由は、一方に餘分の富の所有者は、自己が正當なりと信する對等物を入手し得るが故に、分配の安固といふことを無視せられざると共に、他方に富の缺乏を感じる人は、之を餘分に有する人より受くる所の富でもつて、與ふる者よりもより多くの幸福を享けることが出来るから、富及び幸福の可及的平等が實現し得らるゝが故であ

る。たゞ茲に問題として残つて來るのは、然らば非生産者は如何なるものを對等物として富の所有者に與へるか、といふことである。非生産者は、交換して與ふべく何等の富をも所有してゐない。トムスンに答へて次の如く言つて居る。

『非生産者は、現在に於ては富（原文には「これ」といふ代名詞が使つてある）を有つてゐない、併し彼が勞働と才幹とを有する限り、彼はそれ（富）を生産するの手段を持つてゐる譯である、……富と財産との源泉は、彼自身の内にある。非生産者は、生産的勞働者より其の勤勞の餘分の生産物を獲得するのに、表面上は異なるが如く見えるけれども實質に於ては同一物である所の、二つの方法を有す。（即ち）彼は、彼が欲する品物の生産者即ち所有者の指揮の下に彼れの勞働を置いて、勞働といふ形で對等物を相手方に十分に與ふるまで爾かするか、或は（富の）所有者が十分なる對等物であると思考する

であらう所の或る品物を探索又は準備する爲めに、彼れの勞働を用ふるか、である。¹⁸⁾

是に由て觀れば、非生産者は生産者に自己の勞働其物を使用せしむるか、若くは生産者が欲するであらう所の富を探索又は準備する爲めに自己の勞働を使用するかによつて、富の享樂に參與することが出来るものと、トムスンは解してゐる。此の解釋は、非生産者が勞働能力者である場合には、何等の疑義を惹起さないであらうけれども、若し、非生産者が勞働不能者である場合には、こは不十分たるを脱れない。トムスンは此の點に就て極めて曖昧なる説明をしか與へてゐない。¹⁹⁾

(二) 以上述ぶる所によつて、『任意的交換』が平等と安固との矛盾を或る程度まで融和するの作用を有することに就てのトムスンの所説は、略々明かとなつたであらうが、トムスンは此の『任意的交換』なる原則を以て、他の二原則と

18) Ibid. p. 96.

19) Cf. ibid. p. 97.

共に、自由競争の制度の下に於ける『分配の自然法則』であるとなしてゐる。私
は、今まで自由競争の經濟組織に就て述べられ來つた事柄を總括するの意味を
以て、便宜上此處にトムソンの所謂『分配の自然法則』なるものに一瞥を加ふる
であらう。

此の法則の第一は、『總ての勞働は、其の指導並びに繼續に關して、自由且つ
自發的でなければならぬ』²⁰⁾といふのである。こは各個人の利己的活動を認む
る以上、當然に要求さるべき原則でなければならぬ。

第二の法則は、『勞働の總ての生産物は、その生産者に保證されなければなら
ない』²¹⁾といふのであつて、こは既に勞働全收權の主張として説明したる事柄で
ある。

第三の法則は、此等の第一及び第二の法則より演繹されたものであつて、『生
産物の總ての交換は、自由且つ自發的でなければならぬ』²¹⁾といふのである。

20) Ibid. p. 174 and p. 178.

21) Ibid. p. 175 and p. 178.

これは本項の前半に説明を加へたる所のものである。

扱て以上の三法則は、若しも忠實且つ公平に行はるゝならば、富の生産を其
の最大限度に保持するのみならず、不平等より起る不利益を其の最小限度に止
むるであらう。自由競争の制度の下に於ける經濟組織が享受し得る最大限度の
幸福は、此等の法則によつてのみ確保さるゝものである。

第三、自由競争主義の長所及び缺點

(一) 自由競争の制度と分配の平等といふことが相容れざるものなるこ
と、及び任意的交換の主義によつて此等のものが稍々調和され得るものなるこ
とは、前述の如くである。任意的交換によつて平等と安固とが調和せられたる
時に、トムソンは之を平等なる安固 (Equal security) と稱んだ。この平等なる
安固こそは、自由競争の制度の下に於て實現し得らるゝ最大限度の正義であつ
て、而してそれと同時に自由競争の制度の特色である。今日の實社會に於て、

——トムスン所謂分配の安固（即ち勞働全收權）が確立されてゐない社會に於て、——平等なる安固が實現されてゐる譯では決してないけれども、併し、トムスンの考によれば、これは自由競争制度の上に立つ今日の經濟組織に於て實現し得らるゝ所の事柄でなくてはならない。若しこれが確立さるゝならば、社會の生産力は増加し而して富の増殖及び幸福の増進は期して待つべきものがあるであらう。何故といふに、かくなれば、かの野蠻未開の時代に於ける無智と粗野、かの壓政時代に於ける人心の荒廢、或は迷信邪教に禍せられたる中世の暗黒時代に於ける人心の萎靡、といふが如き種々なる束縛的要素の爲めに、社會の生産力が索制せらるゝことなく、各人の利己心の命するが儘に自由に富の獲得の爲めに自己の心身を働かすことが出来るからである。自由、これは實に人々をして最大限度の活動をなさしむるものである。トムスンはこの點に於て、強制 (Compulsion, force) といふことの最も有害且つ不利益なることを強調してゐる。

強制——たとひそれが獎勵といふ形でなされたとしても——は人々の勤勉力を鈍くし、従つて社會の生産力を束縛するものである、とトムスンは言つた。²²⁾（強制或は制限の例として、トムスンは獨占を挙げ、獎勵の例として、外國貿易に對する獎勵金制度の如きを挙げ、而して此等のものが如何に社會の生産力、延いては社會の幸福の大小に悪影響を及ぼすか、を説明してゐる）。斯くてトムスンは、富の獲得の爲めに、心身を働かす程度の極めて大なること、之を以て自由競争主義の長所の第一點なりとした。

以上の長所と關連して述べべきは、知識及び道德の進歩といふことである。生活に安固なくして知識欲の満足を得難く、道德の進歩は期し難い。而かも生活の安固は、自由勞働と生産物の全收と任意的交換とによつて得らるべきものである。古代及び中世の民族並びに野蠻民族に比して、今日の自由民族が知識及び道德の點に於て著しく進歩せるは、一に自由競争主義の結果でなくてはな

22) Cf. *ibid.* pp. 103-144.

らない。トムスンは之を以て其の長所の第二點なりとした。

併し乍ら、以上述ぶる所の長所は、これで以て完全なるものであると考へては大いなる誤である。此等のものは、自由競争主義の制度が古代及び中世並びに野蠻國に於けるが如き非自由の制度に比較されたる場合に、それよりも大いに勝れて居る點に過ぎないのであつて、之を其の理想的標準より觀るときは、未だ甚だしく不十分たるを脱れないのである。トムスンは、上記の長所に就て述べたる後に、次の様に附け加へてゐる。

『併し現に存在してゐる所のこの活動、知識、及び仁慈(道德の意に解するも可ならんか——譯者註)も、人類の共存體の幸福の爲めにそが斯くあるべしと望ましい所のものに比すれば、其の分量は果して如何なるものであらうか? 第一に活動に就ていふならば、絶對的活動(最も完全なる活動の意——譯者註)に就ては、未だそが有るべき所のもの、半ばにも達してゐない、又

善導されたる活動に就ては、未だその十分の一も達せられてゐない。(次に)知識に就ていふならば、それは、多くの國々に於て、近年孜孜として開發され來つたけれども、なほ極めて少數の人々に限られ、而して富と力とを獲得する爲めの單なる手段として用ひられて居るのみである。大群衆の間に知識を普及することは、まだ空想にすぎない。(又)仁慈に就ていふならば、それは不幸にも、知識よりも更に限定せられたる少數人に限られて居る。總ての過去の時代並びに現代に於て、社會の諸制度は、——人々の境遇を發生せしむることによつて、而して此等の境遇は行爲に對する慣習的動機を發生せしむることによつて、——人々を我利主義に走らしめて仁慈の心より離れしめた。²³⁾』

(二) 以上述ぶる如く、自由競争主義は可なりの程度の長所をもつては居るけれども、こは一定の範圍に限定されてゐて、自由に其の驥足を伸し得ない。これ蓋し、此の主義が種々なる缺點を有して居る爲めである。トムスンは、自

23) Ibid. p. 368.

由競争の弊害を左の如く列挙してゐる。

『最も制限せられざる最上の形に於ける自由競争より生起する所の、此等の弊害の最も著しいものは、恐らく次の諸項目の下に含まるゝであらう。

一、それは(自由競争を指す——譯者註)、人生の總ての日常事に於て、我利主義——仁慈主義に必然的に相反する所の——を行爲の主たる動機となさしめる。

二、それは、人類の一半即ち女子の富の生産力を、個別的家族制度の爲めの浪費及び其他の害惡によつて、麻痺せしめる。而して全人類の平等の享樂并びに最大の幸福にとつて必要なる、両性間の權利及び義務の平等化をして、假ひ不可能とはならしめないでも、少くとも困難とならしめる。

三、それは、各個人の知識に開放されたる、判斷の範圍を限定する爲めに、時として個々人の努力の方法を不利又は不賢明なるものとする。

四、それは、疾病、老年、不具、及び人生に隨生する他の出來事に對して、適當にして異議なき手段を與へない。

五、それは、繼續的家內的支配——個人的財産の支配によつて強壓的にされたる所の——に伴ふ偏見及び壓制によつて、有用なる物質的及び精神的教育の進歩を妨げる。而して、それは、亦、科學及び技術に於ける進歩を、個人の利得の爲めに役立たしむる爲めに、隱蔽するの必要よりして、一般的知識の進歩を妨げる。²⁴⁾』

此等の中でトムスンは、第一のものを最も大なる弊害なりとなして、それに最も強烈なる駁撃を加へてゐる。そうしてそれに就て、次の様な極めて興味ある例證を擧げてゐる。「醫者にとつては病人を治療するのが彼れの利益である、而かも成るべく緩漫に且つ成るべく多くの報酬を得るやうに治療するのが、彼れの利益である。そうでなければ、他の醫者と競争をして行くことが出來ないの

24) Ibid. p. 369.

である。病氣があつてそれが蔓延するのが、總ての醫者の利益である。そうでなければ、醫業は十分の一にも、百分の一にも減少するであらう。だから一般の人が食物、空氣、清潔、濕氣等のことに意を用ひて、健康の保持といふことに努むるやうに警告するのは、醫者の利益に反する行爲なのである。而かも健康の保持といふことは、人類の利益である。是に於て、個人の利益は、我利の念によつて導かるゝ限りに於て、仁慈主義に相反するものである。」

これは極端なる例であるけれども、兎も角も、我利我慾の爲めに行爲することは、全體の幸福を進むる所以でなくて、却て之を害するものである、といふことを明白に示したるものである。功利の原則を第一位に置きたるトムスンが、自由競争主義に伴ふ所の此の弊害に對して、『個人的富の獲得の爲めに、自己の利益を追ふといふことよりして、殆ど總ての惡徳と犯罪とが発生する。此の惡徳と犯罪とは、個人の利益が他人の利益に相反するといふことが止むまで

は、或る範圍に於て、繼續せざるを得ざるものである、』と言へるは、ペンタムやスミスの經濟政策に對する一大訂正であると言はねばならぬ。

トムスンが列擧したる弊害の中第二のものは、婦人問題に關するものであるが、これは別の單行本（本章の第一節に列擧されたるトムスンの著書の第二のもの——『女子の訴へ』——を指す）に更に詳細に論せられてあるが故に、茲には之を省く。尙ほ其他の弊害は、より詳細に説明するの必要なべきを以て、之をも省略するであらう。

自由競争主義が、其の最も良き形に於て、以上列擧せるが如き長所と缺點とを有することを觀たる後に、トムスンは、次に其の根本的見地を變ふることによつて、彼が理想とせし最大多數の最大幸福——其の手段としては分配の平等——を達することがより可能であると思はれる所の經濟組織を、他に索めようと欲した。オウエン主義による相互協力の社會に、自ら其の眼は向つたのである。

第五章 平等論(其二、キリヤム・トムスン續き)

第四節 相互協力の上に立つ經濟組織の檢討

第一、經濟組織の移動性

私は、本篇の第四章に於て、トムスンの分配論上の根本思想及び之を自由競争の制度の上に立つ經濟組織——其の最上なる形に於ける——に適用して判斷したる場合の諸結果に就て、解説を試みたのであるが、若し社會の經濟組織にして永久不可變のものであるならば、吾々は、分配の平等の理想を斷念して、トムスンの所謂平等なる安固、即ち安固によつて制限せられたる平等、の實現を以て最終の理想とするの外は無いであらう。

併し乍ら社會制度は、時代の推移と共に變遷するものである。トムスン曰く、

『筆者(トムスン自身を指す——譯者註)は、彼れの一生涯を通じて、或る一定せる道徳的特性(道徳律の意に解するも可ならんか——譯者註)によつて取巻かれて居るし、分配上の或る制限と或る特色とを目撃するに慣れて居るので、動ともすれば、此等のものが、彼を取圍んで居る所の自然の風色と同じ様に、固定せるものであるかの如く、考へ勝ちである。自然の風色——如何にそが狂暴であり、若くは彼れの幸福にとつて無用又は有害であつても——に驚嘆して、その前に屈服すべく、彼は幼少の時より訓練されてゐる、蓋し彼は、自然が超人間力によつて創造されたものであると話し聞かされて居るが故に。現存の制度及び其の結果を嘆美するに當つても、彼は同じ様な驚嘆の眼を以てその前に屈服すべく訓練されてゐる、蓋し此等のものは、或る場合には人間の智慧によつて、又或る場合には超人間の智慧によつて指導されたる所の、人間の力の創造せるものである、と彼は話し聞かされて居るが故

に。それが何であらうとも、彼はそれを尊敬すべく教へられてゐる、彼れ
 行爲を、現存の制度に適應せしむるやうに、彼は強制されてゐる²⁵⁾』
 更に之に續けてトムソンは、現存の諸制度が絶對の價値を有する最終のものに
 あらざることに就て、述べて曰ふ。

『扱て、過去に於ける最上の構造を有する風車、或は或る特定の國に於ける
 構造(風車の)の絶對的方法が、此等の機械(風車の意——譯者註)を製作する
 に最も良い方法は何であるかといふ問題を解くに當つて、決して良い指導を
 與へないが如く、或る特定の國に於ける富の創造及び分配に關する絶對的便
 法、或は過去に於ける其の便法も、富を創造し之を分配する最上の方法に關
 して、最終のものたることは出來ない。』

是に由て觀れば、トムソンが社會の經濟組織の移動性を認め、且つ最終の理想
 ——即ち彼に就て謂はゞ、最大多數の最大幸福——を達する爲めには、幾多の

25) Distribution, p. 581.

制度、組織の變遷が必要であり又可能であることを信じむることは、既に明
 白であらう。然らばトムソンは、自由競争主義の次に來るべき制度を如何なる
 ものと考へたか？ そは取も直さず相互協力主義に基く社會組織である。

トムソンはベトナム主義より出發したが、終に之を棄て、オウエン主義に走
 つた、と普通に謂はれて居るのは、恰も這般の事情を指稱するものである。レ
 スリー・ステイヴンは、其の著『英國功利主義者』に於て、トムソンとベトナム
 との關係に就て次の如く論じてゐる。

『彼(トムソンを指す——譯者註)は、「最大幸福の原則」が社會問題に當
 て符るものと認めた。彼はベトナムの根據に立つて平等といふことを主張し
 た。……又ベトナムと共に、彼は「安固」といふことの重要なことを承
 認した。……併しベトナムと違つて、彼は平等を以て安固よりもより重大
 であると看做した。彼にとつて主要なる問題は、少數人の手に富の巨大なる

蓄積をなすことより生起する所の、恐ろしき弊害を考ふることに在つた。……」²⁶⁾

實にステイヴンの言へる如く、トムスンもペンタムも、共に平等と安固とを重要視したけれども、ペンタムは、生産を多くすることが最大幸福を進むる所以であると考へ、自由競争主義の經濟組織を是認したので、平等よりも寧ろ安固の方をより緊要なるものと看做したるに反し、トムスンは、既に前章第二節に於て説明せし如く、平等なる分配による功利主義の實現を以て終始彼れの理想となしたるが故に、安固と平等とが相一致せざる場合には、寧ろ後者をより重要視したのである。是に於て安固といふことを條件としてのみ成立つ所の自由競争主義に代るべき制度であつて、平等を實現するにより適當なるものあらば、制度の移動性を認むる彼は、何等の躊躇なく之を採用することが出来たのである。『ニウ・ラナアクのロバート・オウエン』が創始せる相互協力主義に、ト

26) Leslie Stephen, *The English Utilitarians*, (1900), vol. II, p. 261.

ムスンは其の索むる所のものを見出した。『分配論』に於て彼は、未だ明確なるオウエン主義者とはなつてゐないけれども、其の論調より察して、彼がオウエン主義に賛意を表しゐたることは、疑を容れざる所である。私はトムスンが、『分配論』に於てオウエンの相互協力主義を如何に觀たるかを、次に研究するであらう。

第二、相互協力主義の特徴

自由競争主義に代るべき制度として、相互協力主義が、果して平等の原則を、従つて最大幸福の原則を、實現し得るや否やに關するトムスンの所説を觀る前に、私は、オウエンの相互協力主義の特色であるとトムスンが看做して居る所のものを、簡単に摘出するであらう。

一、オウエン主義によれば、或る數の個人——各事情によつて其の數は必ずしも一定しないが、先づ三百人から二千人若くはそれ以上の人々——が、任

意に相結んで、科學及び技術の力を藉つて、共勞によつて、彼等の幸福に役立つ所の富の最大量を生産し、而してそれを共同に使用し且つ享樂することになる。だから供給と需要とが常に相合致して剰餘の富といふものがない。

二、此等の共產體は、其の構成員の健全にして愉快なる生存を保持するに必要なるだけの土地——例へば一人宛に一エーカーから一エーカー半の割合の土地——を耕作し、餘分の勞働力は、之を有用なる衣服、住居、及び家具の製造に向け、更に餘れる勞働力は、之を贅澤品の製造に、他の社會に對する交換用の貨物の製造に、借金の支拂に必要な貨物の製造に、又は課税金の支拂に必要な貨物の製造に、用ふることゝするのである。餘分の勞働を製造業又は農業に向ける場合には、其の種類分量等は、土壤、自然的產物、市場、技術、資本等の諸條件を參酌して決せらるべきである。

三、各人及び各家族が生活上の餘裕を生じて、若干の貯蓄をなすに至るならば、彼等は、彼等の住屋の建築及び必要なる原料や機械の購買の爲めに足るだけの金銭を寄附し、そうして健康と便利とを圖ることが出来るやうな地位に之を建設する。彼等が更により富んで居るならば、彼等は土地の購入の爲めに、金銭を献ぐるであら。

四、若し彼等各員が左程富んでゐないならば、土地を賃借し、住居及び他の建物又は原料等を借用する。彼等の勞働の果實が地代に對する擔保となる。

五、各人は、共同貯藏物よりして衣服食物を給與せられ、子供及び弱年者は、其の性及び年齢に應じて、異なる共同寄宿舎にて寢起する。獨身者は各々私室を占有し、結婚者又は二名の男又は二名の女が一緒に生活せるものは、二つの部屋を占有し、而して總ての人は、食事、讀書、講義、娛樂等の爲めに、公けの部屋を使用することが出来るやうになつてゐる。私室の數は、其の共產體の資金の豊富度如何によつて、及び人々の便利觀念によつて、増加され得

る。

六、此等協力労働者の労働力をより生産的にし、彼等をより健康に且つより愉快にする爲めに、彼等を農業と工業とに交替的に使用さるゝことにする。されば彼等の中に、總ての技術によく熟練してゐて、總ての人々に順次に知識と技術とを教へることが出来る人の居ることを必要とする。若し彼等の仲間にかゝる人がゐないならば、他の團體から之を備入れることにする。醫者や藥劑師なども有用なる人々である。

七、社會の労働生産力を増加する爲めに、婦人を育児——但し二歳以上の子供の育児——及び家庭料理の煩雜より解放して、子供の教育及び食事を公けの機關によつて行ふこととする。

八、兒童に完全なる教育——知情意の圓滿なる發達を圖るやうな——を施す爲めに、該共產體の公けの費用によつて——(貧しい時は他より借入れて)——

種々なる設備をする。教育の計劃は、共產體構成員の同意を経るを要す。

九、思想及び宗教の自由を始めとして、他の總ての事情に關する完全なる自由、これが社會の不可侵なる法則である。

十、共產體の政治は、最も適宜なる方法によつて選舉せられたる委員によつてなされるが、政治的權能は成年の男女が總て之をもつてゐる。賞罰は總て輿論の善惡によつて決定せらるゝのみである。

十一、藝術及び科學は、社會の幸福を圖る上に最も必要であるから、團體員の或る者が之を習修することは、許さるべきである。彼等の餘分の時間は、教育、講義等によつて彼等の知識を普及する爲めに用ひらるゝのである。

十二、各員間の誤解は、適當なる仲裁手段によつて解決せらるべく、後に禍根を残さないやうにする。各人間の誤解と言つても、個人的富に關する争は總て除去さるゝであらうから、極めて稀なるものであらう。

十三、各員は一つの共產體を去つて他の適當なるそれに移るの完全なる自由を持つてゐる。又研究の爲め必要な時は、他の共產體に於て時を過すことは自由である。

以上トムスンがオウエン主義の特徴なりとして列擧せる所を観る時に、吾々は、それがトムスンの懐ける理想を實現するに極めて有利なる條件を備へて居ることを感得するであらう。私は以下項を改めてそのことに言及することゝする。

第三、平等と安固

(一) オウエンの相互協力主義の特色である、とトムスンが觀たる所のものが、果して彼れの理想に合致せるものなりや否や、を檢せんとせば、吾々は勢ひ、トムスンの功利主義及び其の實現の唯一の手段たる分配の平等といふことと、相互協力主義との關係を、研究しなくてはならない。

オウエン主義によれば、若干の人々が任意に相結んで共同の目的の爲めに働らくのである。(前項の(一)参照)。このことは取も直さず個人的の自由競争を廢することである。従つて各個人の勞働の目的は、自己の富を増加することになくて、共同の富を多くすることに在る。自己の富を増加せんが爲めに各個人——種々なる點に於て相異つて居る所——が競争的に勞働をなす場合に、所謂弱肉強食の世の中が出現し、其の必然的結果として富の分配の不平等及び幸福を享受する程度の懸隔が生起するのである。然るに社會各人の勞働の目的を共同の幸福の増進といふことに置き、各人の利己の念を除くことが出来るならば、富が少数人の手に集中されて、他の大部分の人々は殆ど其の享受に與り得ないといふが如きことなく、各人は平等に富及び幸福を享くることが出来るであらう。而かも社會各員の需要に應ずるだけの分量に於て富を生産するが故に、生産過剰といふが如きことは起り得ないであらう。

次に富の生産といふも、餘力の存する限り生活必需品の生産より贅澤品の生産に進み、其他無形の財寶たる學問藝術の研鑽にも及ぶが故に、(前項の(二)及び(十一)参照)、自由競争の今日に於ては極めて少数人が獨占して居るに過ぎない所の有形無形の富が、總ての人々に行き亘り、こゝに最大多数の最大幸福が實現さるゝであらう。

又共產體の各員は、共同に土地、家屋、原料、機械等を所有又は使用するが故に、(前項の(三)及び(四)参照)、少数の土地資本所有者に不勞所得を支拂ふことによつて、大多数の貧民が其の幸福を奪はるゝ様なことが絶無となるから、それだけ社會の幸福は増進さるゝであらう。

又幼年者は、公けの費用によつて衣食住を給與せらるゝのみならず、平等に立派な教育を授けらるゝが故に、(前項の(五)及び(八)参照)、今日往々にして見るが如く、有爲の才能を懷きつゝ之を發育せしむることが出来ないといふが

如き不幸は、絶對に起り得ない。

又社會各員は、教育の力によつて種々なる技能を會得し得るが故に、(前項の(六)参照)、無趣味なる仕事に已むなく従事するといふが如きことなく、且つ任意に仕事を變換することによつて、單調といふ不快より脱出することが出来る。これ實に各人の幸福を増進するに缺くべからざる事柄である。今日の分業勞働者の單調不快なる勞働を願れば、思半ばに過ぐるものがあらう。

又婦人が、其の育兒より及び其の臺所より解放されて、生産事業に従ふこととなれば、(前項の(七)参照)、生産力の増加、従つて富及び幸福の増加は、著しきものがあらう。

又宗教及び思想の自由は、(前項の(九)参照)、各人の精神生活を豊富ならしむる所以であつて、社會の幸福を進むる上に於て極めて有力なる方法である。

最後に共產體の政治がデモクラティックであるから、(前項の(十)参照)、政治が

自分達全體の爲めの政治であるといふことよりして、社會全體の幸福の爲めにそが行はるべきは、火を賭るよりも明かなる事柄である。

以上オウエン主義を精査したる所によつて見れば、其の特質なりとしてトムスンによつて擧げられたるものは、悉く彼れの理想である所の最大幸福の原則に適應し、而して其の達成の手段として、富の平等なる分配といふことを骨子となして居ることが、明かであらう。トムスンがオウエンに就て、

『相互協力の分配の平等といふこと、が彼れの道具であつた。如何なる言葉で彼は彼れの思想を言表はして居らうとも、このことは、深き思索と、比ひなき實際的知識との稀なる結合、偉大なる組合せ、の眞實にして賞嘆すべき目的であり、且つ其の結果である、——幸福の増進といふことに思を凝らしてゐる總ての人々の注目を惹いたのは、正にこの點である。』
と謂へるは、至言たるを失はない。

斯くて分配の平等といふことは、相互協力主義の社會に於て、始めて其の實現の端を見出すこととなつたが、然らば自由競争主義には必要である所の分配の安固といふことは、相互協力主義の下に於ては如何なる意味を持つに至るであらうか？ 又そは平等の原則と如何なる交渉を有つに至るであらうか？ 次に此の點に就て考ふる必要がある。

(二) 分配の安固とは、前にも述ぶる如く、社會各人をして其の勞働生産物の全部を收得せしむること、即ち勞働全收を各人に確保することを謂ふ。

今之を相互協力の社會に就て見るならば、此の意味に於ける安固は全く顧られてゐない、と謂はなければならぬであらう。何故ならば、相互協力の社會に於ては、其の名の示す如く、各員が共同消費の目的のために共勞し、而して平等に生産物を享受するものなるが故に、第一に、智力及び體力を異にする各員が、夫々如何程の勞働量を提供したるやに就て計量することが困難或は不可

能であるのみならず、第二に、各員は其の勞働量の如何に拘らず平等なる分配を受くのであるから。

抑も、廣く分業の行はれて居る今日に於て、各勞働者が如何程の勞働を提供して如何程の生産物を創造したるか、を定むることは、殆ど不可能であると言はなければならぬ。古に於けるが如く、自分で飛道具を拵へて單獨で山に獵をなすといふことであるならば、其の獲物は悉く其の人の生産物であるけれども、今日に於けるが如く、他人の資本財を使用して工業農業に従事する場合に、生産物の何れの部分、如何なる分量が、各勞働者の生産せしものであるか、を定むることは出来ない。勞働時間の長短といふが如き單なる量的の尺度を以て各勞働者の生産せし分量を定むることは、實際上無意味である。されば此の點に於て、自由競争主義、個人主義の制度を前提とするも、勞働全收といふ考は、理論上は推理し得られても、實際上は全く實行し難き事柄に屬するこ

ととなる。ペンタム、トムスン等が、自由競争主義による社會制度の下に於て、分配の安固即ち勞働全收權を主張したのは、理論上は兎も角、實際上は不可能事を稱へたものと評せざるを得ない。²⁷⁾

況んや相互協力主義による社會に於ては、勞働全收の思想は、全然無意味のものである。是に於て問題となつて來るのは、トムスンが、オウエンに就て次の如く謂へるは、如何なる意味であるか、といふことである。曰く、

『或る人があつて、大膽にも、「如何にして分配の平等といふことを完全なる安固といふことに一致せしむべきや？」といふこの大問題を、合理的原則に基いて解決せんと企て、且つ之を發表した。此の人こそはスコトランドのニウ・ラナアクのオウエン氏である。²⁸⁾』

トムスは、オウエンが相互協力主義によつて平等と安固とを完全に調和したと言つてゐる。而かも前述せる如くこの事は不可能である。さらばトムスン

27) 此事に関する見解は、河上博士著『社會問題研究』第二十二冊に掲げられたる論文『勞働收益全部に對する權利に就ての一考察』に詳しく論ぜられてある。

28) Distribution, p. 384.

のこの言を如何に解すべきか？

私は、トムソンの此の言葉を解釋する爲めに、彼れの他の文章を引用することを必要とする。彼は前記の文句の次の段落に、

『……………個人的安固の制度は、再生産を確保するの必要よりして平等に制限を加ふることを要求するが、他方に、社會的安固の制度は、平等なる分配の全き享受に對して、何等の制限をも要求しようとは爲ない。』²⁹⁾

と謂つて居る。是に由て觀れば、トムソンが、オウエン主義は分配の平等と安固とを一致せしむるものである、と言へる場合の安固とは、所謂個人的安固の謂にはあらずして、社會的安固の謂であらねばならないといふことが、明白であらう。社會的安固、其の意味は、各團體が自己に屬する各員の勞働生産物を、全部その團體の所有となす、といふことである。而して此の意味に於てあるならば、相互協力主義の社會は、分配の平等といふこと、安固といふこ

29) Ibid. p. 385.

とを一應調和せしめたるものと言ふことが出來やう。何故なれば、各員に平等に分配さるゝ所の富は、社會各員の共勞の結果であり且つ其の全部であるからである。

併し乍ら、安固の意義をかく解することは、常に安固の原則の本來の意味を全く無價値のものたらしむるのみならず、分配の平等といふことに相對する意味を有するものとしての安固なる概念の成立を不可能ならしめ、延いては此等兩者の調和といふが如きことを全く無意味のものとなすであらう。蓋し、安固といふ原則が認めらるゝに至りしは、各個人に其の勞働の結果を全部收得せしむることを目的とし且つ此の事に對する論據を與へんが爲めであつたのに、社會的安固といふことになれば、全體が全體を支配する権利をもつて居るといふ、極めて平凡なる事柄を指稱するものとなるが故であり、又個人的平等といふこと、社會的安固といふことは、特に調和さるべき價値を有せざる二つの

別種の事柄であるが故である。

是に由て觀れば、オウエンの相互協力主義に基く社會は、——トムスンが平等と安固との完全なる調和を得たる社會であると言ひしにも拘らず——安固（トムスンの所謂個人的安固）といふことは全く相容れざるものであつて、從つて平等の原則のみを實現する所の社會である、といふことが明かとなつたであらう。斯くて平等と安固とは、矢張り兩立し難いものである。

第四、相互協力主義の長所及び缺點

(一) 相互協力に基く經濟組織が、平等といふ原則を實現するに最も適當なることは、上來述べたる所よりして明かであるが、トムスンが相互協力主義の他の長所なりとして列擧したるものを擧ぐれば、次の如くである。

第一は、不生産的消費による浪費が省かれ得ることである。相互協力主義によれば、總ての人が生産的労働者であつて、怠惰なる資本家や地主の如きもの

がない。故に不生産的消費者といふものが有り得ない³⁰⁾

第二は、生産的労働を無智の爲めに浪費せしむるが如きことはないといふことである。自由競争は各個人の營利主義を是認する、從て利の在る所には、總ての人が何等の計劃もなく盲目的に生産力を集中する。生産過剰といふが如き生産的労働の浪費は、かゝる事情より發生するのである。然るに相互協力主義によれば、生産的労働の指導が極めて計画的に且つ賢明に行はるゝが故に、以上のやうな浪費は有り得ない³¹⁾

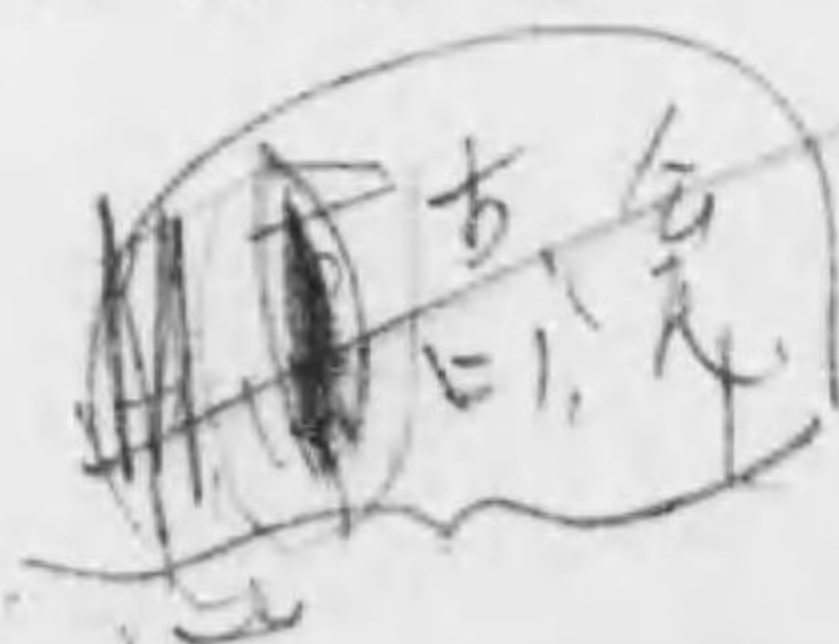
第三は、商人の利潤といふが如き無駄な費用が入らないことである。何故なれば、協力者は總て共同資本家であり共同所有者であり、而して生産と消費とは總ての人によつて平等に分割されるから³²⁾

第四は、貧乏、無智、放任といふが如きことより健康を害し生命を失ふことが無くなることである。資本家に對する利潤、地代といふが如きものが廢せら

30) Cf. *ibid.* pp. 393, 394-397.

31) Cf. *ibid.* pp. 393, 397-403.

32) Cf. *ibid.* pp. 393, 403-406.



る、ことゝなれば、自然各員に對する報酬が多くなつて、貧乏を免れるのみならず、教育の進歩、醫術設備の完全は、多くの生命と疾病とを救済するであらう³³⁾

第五は、惡徳及び犯罪により幸福が減少せしめらるゝのを防ぐであらうといふことである。個人と個人とが、富の獲得の爲めに相争ふ所に、今日の殆ど總ての犯罪と惡徳とが潜んで居る。されば個人的自由競争を撤去せば、此等のものゝ大部分が消滅すべきは、明白であらう³⁴⁾

而して最後に第六は、供給と需要とが相一致するが故に、人口の問題とか、道徳の問題とか、立法の問題とか、種々なる錯雜せるものが、極めて簡單に且つ正確に解決さるゝことである。今日の人口問題は、主として食物と人口との増加率の差といふことより發生するのであるが、少數人の手に多量に貯藏されてある所の食物を解放し、而して總ての人が共同消費の爲めに生産に従事する

33) Cf. *ibid.* pp. 393, 406-415.

34) Cf. *ibid.* pp. 393, 415-421.

ことになれば、供給は常に需要に應じて増減さるゝことゝなつて、供給不足といふが如き惡結果を生むことなく、從て人口制限といふが如き聲を聞くことは無くなるであらう。『慰樂が増加すれば、無思慮なる出産が必然的に起つて來るであらう、』といふが如き論者の前提は、歴史上の事實に徴するも、又人間性に就て考察するも、全然誤れるものなることが明かである。(その證明の爲めにトムスンによつて掲げられたる諸例は、之を省略する。)從つて相互協力主義によつて増加さるゝであらう所の慰樂も、決して人口問題を惹起するやうなことはない。從て之に附隨して起つて來る道徳上、立法上の問題の解決も極めて簡單である³⁵⁾

(二) 以上は相互協力主義の長所であるが、これにも重大なる缺點の附隨せることを忘れてはならない。その最も重要なものであるとしてトムスンが擧げたるものは、丁度自由競争主義の長所に相當するものであつて、即ち個人的

35) Cf. *ibid.* pp. 393, 421-432.

安固といふものが無くなれば、各員の生産力が減退し従て社會の富が減少するであらう、といふことである。此の點は蓋し最も考慮を要する事柄である。何故なれば、各員の生活が保證されることになれば、各員は自己の生活に直接の利害關係を感ぜざるが爲めに、自ら其の勤勉の度を緩めるに至るであらうから。而かも各共產體は法律などによる外部的強制手段を認めざるが故に、各員の努力の減退は、之を各員の内部的自覺によつて防ぐの外なきことなる。³⁶⁾

次に、若し彼等團體の政治的權力を委ねられたるものが、その權力を利用して公的掠奪を行ふこととなるならば、輿論の制裁以外の制裁を有たざる所の公衆は、少數の權力者によつて其の勞働生産物を苦もなく奪はれて仕舞うであらう。斯くては社會的秩序が全く維持せられざることとなり、延いては各員の生産力の減退といふことに及ぶであらう。之が救濟手段としては、各員に社會的不秩序の害の如何に恐るべきものなるかを知らしめ、以て相互協力主義の本來

36) Cf. *ibid.* pp. 432-435.

の意義及び目的を常に明確に意識せしむるの外はない。³⁷⁾

(三) 相互協力主義には以上述ぶるが如き長所と缺點とがある。併し人類の幸福を進むる上に於て、其の長所は其の缺點に比して遙かに優勢である。是に於て、唯一つの問題として最後にトムソンの考慮を促したるものは、相互協力主義の實行が可能であるか、といふことであつた。

多くの經濟學者、立法者、又は倫理學者は、オウエン主義を詳かに検討し之を十分に了解しようとも爲ないで、之をたゞ空想的のものであるとして排斥する傾がある。トムソンは、斯かる人々を評して、『自分が、(オウエンによつて)提起されたる目的を達成するの手段を知らないから、それ故にそは達成し得られざるものである』³⁸⁾かの如く誤想する者である、と嘲つた。

此等の反對論者の多くは、人間の勞働をしてより生産的ならしむるものは利己心の外にないとの傳統的なる考よりして、この利己心の自由なる活動を否認

37) Cf. *ibid.* pp. 435-442.38) *Ibid.* p. 443.

する所の相互協力主義に反対して居るやうである。之に反しトムソンは、かゝる傳統的なる考より脱出することによつて、茲に相互協力主義の上に立つ社會制度の實現の可能性を信するに至つた。

如何にも、人類の理性及び知識が發達しない間は、利己心といふこと——トムソンは之を不自然的(人工的)動機と呼んだ——が生産力の振張を圖る唯一の手段であるであらう。併し乍ら、理性や知識の發達と共に、人類は必らずしも利己心といふ動機によらなくとも、トムソンの所謂自然的動機——人間の精神的自然法則の必然的結果(例へば或る人が虚言を吐きたる場合に、彼は將來に於て他人の信用を失ふ、といふ結果を蒙るが如し)を考慮することが、吾々の行爲を支配する場合をいふ——によつて、自己の感官の満足のみならず、同胞の幸福をも圖る、といふ純利他的且つ社會的なる相互主義の行爲に出づるものである。

トムソンは、右の如く考ふることによつて、相互協力主義を否認する者の議論に駁撃を加へたのである。蓋し、彼が斯くの如く人類の理性及び知識の或る程度の發展性を認めたとのは、彼が人間を全く機械的に觀察してゐない證據であつて、此の點に於て彼はマルサスと趣を異にして居る譯である。斯くてトムソンに據れば、相互協力主義は、各人の理性と知識との發達を前提として、その實現の可能性を有するものである。彼曰く、

『理性こそは、斯かる變革を爲し遂ぐるに最も價値がある所の、唯一の要素である。』^{c.39)}

私が前章の最初に、トムソンはゴドキンの思想をも取入れて居る、と云ひしは、這箇の消息を傳ふるものである。(註)

(註) トムソンは、『分配論』の開卷劈頭(緒言)に於て、經濟學及び其他の社會的學問を研究する學者に、二種の類型があることを述べ、一を理智的思索家、他を機械的理論家と呼んでゐる。

理智的思索家とは、一言を以て覆へば、自分自身の社會的境遇が順である爲めに、彼れの人間としての動物的原始的欲望の充足に意を用ふるの必要がなく、其の結果として人間の下等なる諸性情は、之を理性の力で以て容易に制御し得るものと考へ、従て人間といふものは、『從屬的なる物質力より殆ど獨立して、彼れの意思力のみによつて、(本統の)幸福を獲得することが出来るものである』⁴⁰⁾と主張するノを謂ふのである。トムスンは、この類型に屬する學者として、彼の有名なる『政治的正義』の著者ゴドキン⁴⁰⁾を擧げてゐる。

機械的理論家とは、前の者とは正反對に、人間の行爲を支配して最大の幸福を追はしむる原動力となるものは、決して理智とか同情とかいふものではなくて、最大の富を手に入れようといふ、殆ど本能とも稱すべき欲望その物である、従て人はこの目的の爲めに、鋤鍬の如く又牛馬の如く、只管機械的に活動をなして居るものである、と説く人々を謂ふ。トムスンは、この類型に屬する學者として、『一政治經濟學派の教科書』と云はれて居る所の『人口の原理』の著者たるマルサスを擧げてゐる。

トムスンが、此の如く學者の二類型を分ち、而してゴドキンとマルサスを相對立せしめて居るのは、極めて興味ある事柄でなければならぬ。ゴドキンは所謂空想的社會主義者であつて、人間の意思の無限の發展力を認め、意思は終に何等の物的力を要せずして人間の幸福を左右することが出来る——例へば何等の物質の力を藉らずして、人は自分の健康を意思の儘になすことが出来る

40) Distribution, Preliminary Observations, p. III.

——ものと考へた。之に反してマルサスは、所謂個人主義經濟學の有力なる建設者の一人であつて、人類の幸福は、殆ど其の意思には關係なく、たゞ自然の力——人間の播殖力、食物の増加力といふが如き——によつて強制的に左右さるゝものと考へた。マルサスが其の『人口の原理』に於て——少くとも其の第一版に於て——ゴドキンに眞正面より反對し、以て世論を沸騰せしめたことは、トムスンの親しく目撃した所であらうが、此等の兩學者を夫々其の代表者となす所の兩派——即ち理智的思索家と機械的理論家と——を分ち、以て諸々の社會學者經濟學者の系統を根本的に明かならしめたるは、トムスンの卓見である。

併し乍らトムスン自身は、此等兩派の何れにも屬しないで、寧ろ兩者を共に採用して居る(『分配論』緒言六頁乃至八頁参照)。彼が、人間の理性の發展及び其の威力を認めたることは本文に於て述べたるが如くであるが、而かも他面に、富の分配の平等といふが如きことを主張して、人間の原始的欲望の充足に意を用ひたるは、彼が、人間性の理智的方面と共に其の機械的方面をも併せ觀察したる證據である。

括 言

前三節に於て、私はトムスンの分配論上の根本思想と、この思想の上に立つ

て觀たる自由競争主義及び相互協力主義の検討とを、紹介し了へた。之を要するに、(一)彼れの理想は、最大多數の最大幸福即ち功利主義の實現——この理想は、*ベントム*主義より彼が得來つたものである——といふことに在つたのであるが、(二)其の實現の方法として富の分配、而かも其の平等なる分配、といふことを高調したるが爲めに、在來の*アダム・スミス*、*ベントム*流の經濟思想と分離せざるを得ざるに至つた。而して(三)自由競争主義に基く現代の經濟組織の検討に當つては、*トムスン*は、此の組織と密接不可離の關係に在る所の、分配の安固——(即ち勞働全收)——といふ社會的倫理を是認した——(其の根本となつた所の思想が、*リカアド*流の勞働價值論に其の源を發して居ることは、既に明かである)——が爲め、平等なる安固といふ不徹底なる平等に甘んぜなければならなくなつた。(四)仍で終に、*オウエン*主義に彼れの理想實現の可能性を見出して、相互協力の上に立つ社會組織の検討に移つた。唯だ其の實行が果し

て可能であるかどうかに就ては、未だ明確なる判斷を下してはゐないけれども、彼が、*ゴドキン*と共に理性の發展性を認むることによつて、自由主義より相互協力主義への變革が、必ずしも不可能にあらざることを暗示してゐることは、疑を容れない所である。

斯くの如くにして、*トムスン*の思想の中には、*ベントム*、*スミス*、*リカアド*、*オウエン*、*ゴドキン*等の諸々の主義が取入れられてゐる譯であるが、吾々は、一見して全く相容れない所の此等の諸々の主義——然り、*スミス*や*リカアド*や*ベントム*は個人主義の又は自由放任主義の主張者であるに反し、*オウエン*や*ゴドキン*は共產主義の主張者であつて、今日では兩者全く相矛盾するものと考へられてゐる——が、*トムスン*の思想の中を通過し、若くは其の中に存在せることに、奇異の感を懐かしめらるゝであらう。然らば*トムスン*といふ人は、其の分配論に於ては最初より一貫せる主義主張を有たずして、唯だ漠然と功利主義

とか、分配の平等とか、分配の安固とか、いふ思想を無秩序に取入れて、其の何れをも失はざらんとして終に自家撞着に陥つたものであらうか？

成る程、一見すればトムソンの思想は鮮明を缺いで居るやうである。併し乍らかくの如く見ゆるは、トムソンが、資本主義経済學若くは個人主義経済學よりして社會主義経済學が始めて生れ出でんとせる際に在つて、今日資本主義的であると謂はれて居る所の諸君の思想を理解し、之を利用して、終に社會主義経済學の誕生を助け、且つ其の哺育の任に當つたが爲めであつて、このことは同時に、今日所謂個人主義経済學と社會主義経済學とが、其の初期に於て如何に相接近して居たかを、示すものである。今日に於てこそ、此等兩派経済學は氷炭相容れないものであらう。併し乍ら其の分岐の當初に於ては、此等は渾沌として一向に見分けの附かないものであつた。例へば今日、勞働全收權と云はゞ、恰も一派の社會主義者の特有の武器であるかの如く考へられてゐるが、其

の源を糺せば、それは勞働價値の議論に胚胎して居り、而かも此の同じ根源よりして、財産權の擁護を主張する學説が生れた、といふが如くである。トムソンは、正にこの渾沌たる時代に在つて種々なる思想を研究し、其の取捨選擇を行ふことによつて、社會主義経済學の成立に力を致したのである。彼が英國初期の社會主義者の有力なる一人として數へらるゝ所以は、實に茲に存するのである。

以上述ぶる所により、トムソンの思想及び經濟思想史上に於ける彼れの地位が、明かになつたであらうが、後の學者は往々にして全體としてのトムソンの思想を理解せずして、其の一部分のみを捕へて云々する嫌がある。例へば、彼のアントン・メンガーの如き、トムソンの勞働全收權に關する部分の説明のみを重要視して、この思想がトムソンの中心思想であるかの如く考へ、そのオウエン主義に就ては唯だ『オウエンより繼承した所の彼れの共產主義的見解は、彼

を妨げて全労働収益権から現實の論結を抜き出させなかつたのである。⁴¹⁾といふ風に論じて居るのみである。併し乍ら惟ふに、トムスンにとつて、労働全收權即ち分配の安固の思想は、唯だ自由競争の上に立つ經濟組織を是認する限りに於てのみ必要であつたので、オウエン流の相互協力の上に立つ經濟組織を研究せし場合には、此の思想は全然拋棄せられてゐたのである、といふも過言ではなからう。(本章第四節第二(一)及び(二)参照)。此の點に於て私はメンガーと意見を異にせざるを得ない。トムスンの思想の一部分のみを捕へて彼れの思想の全體であるかの如く誤認せしむる他の一例は、彼れの労働價值論に關する一二の學者の見解である。例へばフレド・ブーク氏は、其の著『社會主義の限界』に於て、⁴²⁾トムスンとマルクスとの關係をリカアド流の労働價值論に求めてゐるが、前述せる如くトムスンにとつてはリカアド流の労働價值論は左程の重要性を有たなかつたのみならず、マルクスがトムスンに得たる所のものは、労働價

41) 森戸氏譯『近世社會主義思想史』九五頁

42) Fred Boucke, The Limits of Socialism, p. 19.

値論ではなくして、労働者と知識との問題に關するものなどであつたやうである。⁴³⁾

斯くの如く、トムスンに關しては、未だ正常なる價值判斷が下されてゐないのであるが、私は既に繰返し述ぶる如く、トムスンを以て『功利主義の理想を分配の平等によつて達せんとし、而して個人主義に慊らずしてオウエン主義に其の實現の可能性を見出したる人』であると看做し度い。ツガン・バラノウスキイが、其の著『現代社會主義』に於て、

『……現代社會主義の起源に關する歴史は、個人主義と社會主義との全く別様なる相關關係を示してゐる。斯くて英國社會主義——オウエン及びトムスンを以て其の代表者とする——は、其の哲學的内容に就ては、ペンタムの哲學——哲學的個人主義の最も決定的にして且明晰なる説明の一つである所の——の流れを汲んで居る。トムスンの有名なる著書「分配論」——英國社

43) Karl Marx, Das Kapital, I, S. 326. (Volksausgabe, S. 308.)

會主義の最も著明なる理論的産物たる——は、ペンタムの「最大幸福」の原則を經濟學に適用することを主張して居るに過ぎない⁴⁴⁾』
 と言へるは正鵠を得たる觀察である。

——雜誌「經濟論叢」第十三卷第二、三、四號所載——

44) Tugan-Baranowsky, Modern Socialism (English translation), (1910), p. 29.

下篇 經濟と自由 (若干の批判的考察)

第一章

資本主義經濟學及び社會主義經濟學に於ける自由の意義及び範圍

人々が相倚り相援けつゝ、社會的生活を營んで居る以上、各人に絶對的自由を許すことは事實上不可能である。社會は各人の精神的活動にまで立入ることは出来ないけれども、而かもそれが何等かの形をとつて外界と交渉を有つに至れる瞬間に於て、社會はそれに何等かの羈束を加へねば已まないであらう。だから自由は、常に、相對的なる問題若くは程度の問題として取扱はれ得るに過ぎない。併し乍ら人は本來自由を欲求するものである。而して社會は、各人により多くの自由を與へることによつて、より發展するものである。

個人主義的若くは資本主義的經濟學を奉ずる學者は、各個人の自由なるものは、今日のやうな個人主義的經濟秩序の下に於て始めて最も廣く認められ得るのであつて、社會主義的經濟秩序の下に於ては自由の代りに強制が行はれざるを得ないと説く。之に反して社會主義的經濟學を奉ずる學者は、各個人の自由なるものは、社會主義的經濟秩序の下に於て始めて實現され得るのであつて、今日認められて居るが如き自由は似而非なる自由であると説く。吾々は、此等の兩學者が各々自由を主張して相降らないのを見るときに、自由といふ要求が人間にとつて如何に貴重なものであるかといふことを知り得るのであるが、これと共に、彼等が互に相手の自由説を排斥しつゝあるのを見るときに、吾々は自由そのもの、内容が如何に不確定のものであるかを推知し得るのである。然るに世人は往々にして、此等の兩説の内容に深き顧慮を拂はずして、或は社會主義的社會を悉く強制又は非自由の世界なるもの、如く解し、或は個人主義の

社會に自由なきもの、如く解し、かくて互に他を貶することには是れ努めて居る。併し私の解する所によれば、此等は共に誤つて居るやうである。個人主義の社會にも社會主義的社會にも或る程度の自由は確かに存在し得べきものなのであつて、たゞ其の内容を異にして居るに過ぎないと、私は考へる。故に若し自由といふことのみ——他の點は暫らく措いて——を標準にして個人主義的經濟學と社會主義的經濟學との評價をなさんとすれば、其の各々に含まれ居る自由の内容又は意義を穿鑿する必要がある。

惟ふに個人主義的經濟學に於て主張さるゝ自由の意義と、社會主義的經濟學に於て主張さるゝ自由の意義との間には、著しい差異があるやうである。前者は主として經濟活動そのもの、自由を意味し、而して後者は主として經濟的生存條件が充たされたる後に始めて享有し得るところの自由を意味して居るのであるまいか？ 若しこの解釋が正しいとすれば、自由に關する個人主義と社

會主義との論争は、互に別の範疇に屬する自由を各々が固執しつゝ、互に他の説を排擠して居るのであつて、それは實は相手を仆すに足らない武器をもつての戦である。それだけで以て何等かの解決をつけようとしても、それは百年河清を待つが如きものである。私は以下本文に於て、個人主義者と社會主義者との自由説の内容が、果して右に述ぶるが如き區別を有するや否やに就て、今少し詳しく吟味して見ようと思ふのである。

第一節 個人主義的經濟學に於ける自由の

意義及び範圍

經濟と自由との關係を考ふるに當つては、前にも述べたやうに、經濟活動の自由といふこと、經濟的基礎を安固にしたる後に得らるゝ自由といふこと、を、混同してはならない。而して個人主義的經濟學者の遵奉しつゝある自由放任の政策は、實に前の意味に於ける自由を主張するものである。即ちそれによ

れば、吾々は原則として經濟活動の自由を享有すべきである、といふのである。而して原則として經濟活動の自由を各個人に與へるといふことは、之を他面より言へば、各個人の經濟活動に對して國家又は他の權力體が原則として干渉——干渉といふ中には保護も這入る——を加へないといふことを意味する。ビイヤマンは其の著『國家と經濟』(第一卷、經濟的個人主義の考察)に於て曰く、『經濟的個人主義にとつて「自由」であるといふことは、國家より自由である(即ち國家の拘束を受けない)といふ意味であつて、即ち國家權力の權威的高壓手段に對する保護、經濟生活に對する國家の干渉の拒否(但し若干の例外はある)に外ならない。』¹⁾又ポールが其の著『資本主義と社會主義』に於て、『……個人主義的經濟秩序にとつては、原則として經濟的活動の自由を缺くことが出來ない』、『自由は、立法者の命令によつて明示的に禁止又は制限せられてゐない所には、到る所に行はれて居る』、『自由は、其の性質上消極的のものである、即

1) W. Biermann, Staat und Wirtschaft, Bd. I., S. 173.

ち強制の不存在である』²⁾、と言つて居るのも、皆個人主義的經濟秩序に於ける經濟活動の自由を説明せるものである。

以上は個人主義的經濟秩序の中に於ける『自由』の總括的なる意義であるが、併し此の『自由』の内容をもつと詳しく知る爲めには、吾々は更に之を分析して検討する必要がある。ハロルド・コクスは、其の著『經濟的自由』の中に於て、經濟的自由とは、『勞働をなし又はなさざるの自由、勞働者が自己の意に適ふやうな勞働條件を受諾するの自由、多くの勞働者が其の勞働條件に關して協定をなすの自由、國の内外に於て賣買をなすの自由、販賣者及び購買者が彼等の意に適ふやうな條件の下に於て互に取引をなすの自由、財産を所有し且つ他の人々の幸福に牴觸しない限り如何なる方法に於て之を使用してもよいといふ自由』³⁾を云ふと書いて居る。私は此等のものが經濟的自由の内容を構成するものなることに異論を有たないが、併し右の如き無秩序なる列擧は學問上無價値で

2) L. Pohle, Kapitalismus und Sozialismus, S. 11 und 12.

3) Harold Cox, Economic Liberty, 1920, p. 2.

あると思ふ。又ポールは、個人主義的經濟秩序に於ける自由を分つて、消費の自由と生産(又は企業)及び勞働の自由とになして居るが、これはコクスの記述に比して數等勝つて居る。併し私は、ポールの所謂消費の自由に對立するものとしては、生産の自由を擧げ、而して此の生産の自由の中を更に分つて、企業、の自由と勞働の自由との二つにするのが、實質上から言つても又理論上から言つても、より良いと信するが故に、以下に於ては此の私の分類法に従つて研究を進めようと思ふ。

第一、生産活動上の自由

今日の個人主義的經濟秩序に於て許されて居るところの、生産活動上の自由とは、如何なる場所に於て、如何程の期間、如何なる職業に、其の有する資本又は勞働を投じようと、そは各個人の自由である、との意である。併し惟ふに、此の意味に於ける生産活動の自由の中には、實は、種類及び程度を甚しく

異にせる二個の自由が含まれて居るのであつて、此等の一つにして論ずることは不當である。而して私の言ふ二個の自由とは、一は企業（若くは資本放下の自由）の自由を意味し、他は労働の自由を意味するのであるが、此等の二者が種類及び程度を甚しく異にせることは、後述する所によつて明かになるであらう。

イ、企業（私的企業）の自由 茲に謂ふところの企業とは、私的企業（私的企業）の意であつて、國家又は公共團體によつて行はるゝ企業、即ち公的企業（公的企業）に相ひ對するものである。然らば私的企業若くは單に企業の自由とは如何なることを意味するかといふに、それは取も直さず、自己又は他人の資本を用ひて如何なる事業を企てようと、それは各人の自由である、といふことである。而して企業設立の目的は常に利潤の獲得といふことに在るのであるから、右に述ぶる企業（私的企業）の自由の意義を更に言ひ換ふれば、各人は自己の判斷によつて最も有利なりと考へらるゝ事業を

自由に企てる——企てるといふ言葉の中には、他人の企てたる事業に自己の資本を參加せしむることも、含ましめて差支ない——ことが出来る、といふことになると思ふ。アダム・スミスが、『正義の法則を犯さない範圍に於て、各個人をして、全く自由に、彼れ自身の方法で彼れ自身の利益を追はしめ、且つ彼れの勤勉と資本との兩者を、或る他の人又は他の人々の其等と競争せしめる』⁴⁾ことを策の得たるものなりとなし、又『製造業者をして店商人の職業を兼ね行ふことを禁ずる』⁵⁾ところの法律や、『百姓をして穀物商人の職業を兼ね行ふことを強ふる』ところの法律を、共に『自然的自由の明かなる侵犯』であるとなし、『従つてそれは正義に反す』と論じて居るのは、明かに彼が今日所謂企業（私的企業）の自由を最大限度まで主張せることを示すものである。

惟ふに佛蘭西大革命は種々なる意味に於ける自由を世に齎したが、經濟活動の自由は其の中最も重要なものゝ一つであつた。而して佛蘭西革命によつて

4) A. Smith, Wealth, vol. II., p. 184.

5) Ibid., p. 32. (圈點は新たに附す)

得られたる經濟的自由は、英國の産業革命によつて其の具體的なる形を英國の産業社會に力強く現はした。第三階級即ち有産者階級の解放と呼ばれるものが是である。産を有するもの即ち資本を有するものは、これによつて未だ曾て經驗し得なかつたところの自由を、心ゆくばかり味ふことが出来た。彼等は、如何なる事業を、如何なる方法で、如何程長く企てようと、それに干渉を加ふる何者もゐなくなつた。中世に於て沈滞萎縮せる經濟的活動は、此の企業の自由といふ刺戟によつて、潑刺清新の氣を得、爰に前人の考へも及ばざりし一大躍進を爲し遂げることが出来た。斯かる時勢に生れ出でたる經濟學が、自由殊に企業の自由を飽くまで主張したるは、蓋し最も自然の數である。ヒューム、ミス、マルサス等が、平等を棄て、自由若くは安固を執つたことに就ては前に述べたことがあるが、併し彼等の主張せる自由を更に仔細に檢するならば、その主たるものが企業⁶⁾の自由であることは、以上によつて自ら明かであらう。私は

6) 經濟論叢第十四卷第五號第六號、及び第十五卷第一號、拙稿『功利主義と生産政策』及び本書上篇第二章及び第三章参照

彼等の奉ずる政策を『生産政策』と命名したが、企業の自由を伸張する政策と生産政策とは、實は同じ事柄を別様に言表はしたるものに過ぎない。

企業の自由の意義は、以上によつて略ぼ明かであるが、この企業の自由といふことには、少くとも次に述ぶるやうな二つの特徴が伴つて居る。其の一は私有財産制度の確立といふことであり、其の二は企業者の危険負擔といふことである。

先づ私有財産制度と企業の自由との關係に就て考へよう。企業の自由とは、既に述べし所によつて明かなる如く、資本放下の自由であり、又最大可能的利潤獲得競争の自由である。例へば或る事業に資本を下ろし居たる者が、何等かの原因によつて従前の通りの利潤を其の事業から得ることが出来なくなるか、若くはそれよりもより有利なる他の事業を彼が発見したる場合には、彼は經濟的事情（例へば是迄の事業に下ろせる資本を急速に引上げることが困難である

といふが如き)によつて妨げらるゝ外は、自由に不利なる事業を棄て、より有利なる事業に走ることが出来るといふのが、茲に所謂企業の自由である。併し此等の自由が得らるゝ爲めには、資本の保有に關して及び新たな利潤の獲得に關して、完全なる所有權が確保されてゐなければならぬ。これが即ち財産の安固である。財産の安固なくば、『個々人の勤勉に對する刺戟なく』、従つて『富の生産及び維持に對して最も都合よき』事情が失はれるであらう。ポールは、私有財産權の不安全は、ビスマルクが嘗て總てのストライクの中の最も危険なるストライクであると言つたところの、企業者のストライクを惹起すと述べて居るが、それは財産權の不安全によつて企業の自由が脅かされるゝことを意味するものである。かくて自由と安固とは個人主義的經濟學に於て相ひ離し難きものである。

次に企業の自由に必ず附隨するところの第二の特徴として、吾々は企業者の

7) R. Malthus, Principles of Political Economy p. 346.

8) Pohle, Kapitalismus und Sozialismus. S. 10.

危険負擔といふことを考へなければならぬ。自由の裏には必ず責任が伴ふ。企業の自由が資本家に許されてゐながら、而かも經濟的責任即ち自己の計算に於て生産の危険を負ふことを彼等が回避するといふが如きことは、社會の秩序を破るものであつて實際上有り得ないし、又若し有るならば茲に所謂企業の自由は眞の自由ではなくて氣まぐれである。ポールが言つて居るやうに、『生産が損失に終ると利益に終るとに拘はらず』、『他人の爲めに生産の危険を引受ける者』が即ち企業者なのであつて、茲に始めて企業者たるの面白味と自由とが存在して居る。

企業の自由の意義及び特徴に就ては、以上述ぶる所によつて、略ぼ其の要點を盡し得たと信するが、次に問題となるは、今日の個人主義的經濟秩序の特色の一つであると稱せられて居るところの此の企業の自由が、果して如何なる程度まで行はれて居るかといふこと、其の利害は如何といふことである。

9) Pohle, a. a. O., S. 39.

惟ふに企業の自由こそは、世の如何なる可能的經濟秩序に於けるよりも、個人主義的經濟秩序に於て最も良く發揮され得るところの自由であらう。嚮きにも述べたる如く、經濟學上の個人主義と言はゞ實は第三階級的若くは有産者の個人主義の意に外ならない、と考へても敢て甚しく誤つてゐないのであるが、而かも第三階級若くは有産者でなければ茲に所謂企業を起すの自由を實際に有ち得ないのであるから、今日の經濟的個人主義を極めておほざつばに言ふならば、それは企業者的個人主義である。このことは、社會主義的若くは共產主義的經濟秩序に於ける生産状態を豫想して、之と今日の状態とを比較して考ふれば、最も良く分るであらう。社會主義若くは共產主義の社會に於ては、富の生産は、何等かの形に於ける意識的統一機關によつて、極めて計劃的に行はれるのであつて、従つて各生産者は、中央機關の命令によつて自己に課せられたるだけの仕事をするのみなのである。されば彼等生産者は、生産の剩餘利益を得

ることが出来ないと共に、又生産上の經濟的危險を負ふの必要もない。彼等は謂はゞ社會の經濟上の公僕であつて、經濟上の自主權をもつてゐない。生産を自己の計算と危険とに於て行ひ、價格といふ經濟現象によるの外は全然其の經濟的活動に關して束縛を受けないところの今日の企業者を、社會主義的經濟秩序に於ける社會經濟上の公僕たる生産者に比較するとき、經濟的自由に關して兩者の間に天地の差が存することは、右述ぶる所によつて思半ばに過ぐるものがあるであらう。

次に今日原則として行はれ居るが如き企業の自由の利害得失に就ては、一概に之を言ふことは出来ないが、たゞそが歴史的に考へて世の生産力に多大の貢獻を齎したるの事實は、其の最も顯著なる功績である、といふことは確言し得る。今日の經濟秩序の維持を目的とする多くの論者が此の點を特に強調せんとするは、決して謂れのないことではない。蓋し如何に富の分配に於ける平等を

實行しようとしても、富そのものが生産されてゐなければ、平等は空論に終るべく、而して富そのもの、生産を最大ならしめようとするれば、企業自由、放資の自由、利潤獲得の自由といふが如き自由を、各人に最大限度に許し與へることを最も捷徑とするといふことは、一應最も自然に考へ得らるゝからである。

併し吾々の看過すべからざることは、右に述ぶるが如き企業自由は、極めて少數なる人に限られて居るといふこと、及び資本主義の進歩と共に其の數が益々少くなるの傾向があるといふことである。抑も自由は競争を意味し、競争は優勝劣敗を意味する。かくて優者は益々其の富を増加すると共に、愈々其の數を減することとなる。若し此の傾向にして停まらないものとするれば、財産及び所得が大なれば大なるほどそれだけより多く得らるゝところの企業自由は、終には極めて少數の人々のみが占有し得るの自由となつて仕舞ふであらう。

自由の獨占といふ現象が其處に起る。併しかくしては自由の自由たる所以のものが失はれ、自由極まつて強制を生むこととなる。マロクの如く一種の『偉人主義』を奉じて、極めて少數の人に廣き自由を認むる代りに、他の多數人には奴隸的の屈從を求めんとならばいざ知らず、苟くも個人主義的經濟秩序の下に於て企業自由を誇らんとする以上、右の如き自由の獨占なる現象が発生し又發生するの可能性を有つて居るといふことは、實に個人主義的經濟秩序の致命的缺陷であると共に、自家撞着の甚しいものであると言はなければならぬ。

ロ、勞働の自由 個人主義的經濟秩序に於ける生産の自由の中、企業自由に相ひ對するものは勞働の自由である。勞働の自由とは、如何なる場所に於て、如何程長く、如何なる職業に其の勞働を提供しようか、それは各勞働者の自由である、との意である。而してこゝに謂ふ勞働とは極めて狭い意味に於ける

ものであつて、今日筋肉労働と呼ばるゝ所のものが、其の大部分を占めて居る。又こゝに謂ふ労働者とは、右に述ぶるが如き労働を提供するにあらざれば、其の生活を維持していくことが出来ない人々を指すのである。今此等の労働者が今日享有しつゝある所の労働の自由の意味を明かになさんが爲めに、吾々は今日の如き個人主義的經濟秩序以前に於ける労働者の状態、及び社會主義的若くは共產主義的經濟秩序の下に於て斯くあるならんと想像さるゝところの、労働者の状態を、今日の労働者の状態に比較することを最も便利とする。

先づ今日の如き個人主義的經濟秩序以前の時代、若くは該秩序の發達の未だ幼稚なりし時代に於ける労働者の状態を考ふるに、彼等は奴隸又は農奴又は徒弟といふが如き諸制度に束縛せられて、全く労働の自由を享けて居らなかつた。彼等は其の雇主に對して法律上主従の關係を保つて居つたのであつて、勝手に一の場所より他の場所に、又一の職業より他の職業に移ることが出来なかつたばかりでなく、一生又は或る期間、其の能力の如何に拘らず主人より命ぜらるゝ仕事を是が非でも行はなければならぬといふ有様であつた。而して彼等の怠惰に對する制裁は、饑餓ではなくて笞鞭といふが如き刑罰であつた。然るに時の進展と共に、斯くの如き法律上の不平等が破れて、こゝに契約自由の原則といふ平等なる法律制度が確立さるゝことゝなつた。雇主と労働者とは法律上全く平等の地位に立つて、自由意思を以て種々なる労働條件を定めることが出来るやうになり、労働者は、其の労働を最も有利なる職業に移すことの自由を得た。經濟上の制度として此の状態の發現したるものが、即ち勞賃制度である。

アダム・スミスは、徒弟制度其他の制限的制度を攻撃したる後に、次のやうに言つて居る。「各人が彼れ自身の労働といふ形で有つて居る所の財産は、他の總ての財産の基源であると共に、最も神聖にして不可侵なる財産である。一人

の貧乏人が残し得る世襲財産は、兩腕の力と巧みとである、而して彼をして、彼の隣人に危害を加ふることなしに、彼の適當と考ふる方法で、此の力と巧みとを使用することを妨げることは、(勞働といふ)最も神聖なる財産の明かなる侵犯である。それは、勞働者及び勞働者を雇傭せんと欲する所の人々の、正當なる自由に対する顯然たる侵害である。……」¹⁰⁾

斯くの如くにして勞働の自由は得られ、勞働者は數百年の鐵鎖を斷ち切つて茲に自由の光に接することが出來たが、此の間の變化こそは、實に牢獄に呻吟せるものが自由の恩典に浴したる場合にも比すべきものである。

然らば、次に、社會主義的若くは共產主義的經濟秩序の中に於ては、右に述ぶるが如き勞働の自由は如何なる變化を蒙るやといふに、それは恐らく可なり程度の抑壓を蒙るであらうと思はれる。蓋し社會主義的社會に於ては、社會の生産が統一的に且つ計劃的に行はるべきが故に、狹義に於ける勞働は、或る程

10) A. Smith, Wealth, vol. I., p. 123.

度まで各個人に強制せらるゝ筈であるからである。例へば或る勞働者が何等かの理由によつて、現在の仕事を放棄して他の仕事につかんと欲するも、若し社會全體の需要にして此の後の仕事を最早必要としないならば、彼は恐らく此の仕事易へを拒まるゝであらう。又或る人が彼れ自身の個人的理由によつて、現在の勞働を拒み且つ他の仕事につくことを欲しないとするも、併し彼は恐らく其の願ひを拒絶さるゝであらう。かくて社會主義的經濟秩序に於ては、勞働の自由は大なる制限を蒙らざるを得なくなる。

是に由つて觀れば、げに勞働の自由は、現在の如き個人主義的經濟秩序の下に於て、最も廣く認められ得るものであることが、推測し得らるゝのである。併し吾々は更に、個人主義的經濟社會の中に於ける勞働の自由の實際に就て仔細に觀察する必要がある。何故といふに、この法律上の勞働の自由は、嚮きに述べたる企業の自由と異つて、必ずしも實際上十分なる効果を現はしてゐない

からである。

私はさきに、雇主と労働者との間の法律上の不平等が破れて、契約自由の原則といふ平等なる法律制度が確立されることゝなつた、と言つたが、吾々は、法律上は平等なる此の雇傭契約も、経済的に観れば決して平等關係ではない、といふことに留意しなければならない。此の點に就ては、私は、福田博士が其の著『國民經濟講話』に於て述べて居らるゝことを引用するを以て、十分であると思ふ。博士曰く、

『……………經濟上最も肝要な労働者と雇主との關係を考へて御覽なさい。今日の私法制度では此は雇傭契約と申して一の契約と認めますが、雇主は完全なる意思を以て誰を雇ふも、賃金を何程與へるも、如何なる業務に、如何なる場所で従事せしむるも勝手ですが、労働者の方は左様は行きません。雇主の定むる條件がイヤだと云へば雇つて貰へないのです。所が彼は何の貯もない人間で、

家には一日の稼ぎ高を當てに空腹を抱へて待つて居る妻子があります、否だと云へば家中の難儀となります、仕方がないから雇主の云ひなり放題の條件で雇つて貰ふ外はないのです。何の自由意思がありません、何の意思の合致がありません¹¹⁾……………是れ法律上形式上完全なる自由が與へられてある筈で、實際は決して左様でない¹²⁾と云ふ生活上の矛盾から來ることでもあります。……………』

労働者の自由、それは通常今日の個人主義的經濟秩序の中に於て、最も廣く認められて居るところの自由である、と考へられて居る、而して理論上は此の考に誤がない。併し實際には該自由は右に述ぶる如く其の實體を有つて居らない。さきに私は企業¹⁾の自由が却つて強制に變りつゝあることを述べた、併し假ひ限られたる範圍に於てはあれ、企業²⁾の自由なるものは立派に存在して居る。然るに爰に所謂労働の自由は名目上は立派に存在して居るけれども、其の實體を有つてゐない。故に此等兩つの自由は、等しく生産上の自由であつて、

11) E. Kelly は、其の著 Government or Human Evolution, vol. II., p. 349. に於て、このことを the tyranny of the Market と呼んでゐる。

12) 福田博士、國民經濟講話、二三六、七頁

共に個人主義的經濟秩序の特色だと解せられて居るけれども、實は其の内容を異にすると共に、又其の程度を甚しく異にして居るものである。これ私が、ポールの如く生産又は企業の自由と労働の自由とを、相ひ混同して論ずることを特に避けた所以である。

第二、消費活動上の自由

消費活動上の自由の最も理想的なる状態は、言ふまでもなく、如何なる貨物を如何程消費するも、それは各個人の自由である、この状態に外ならない。併し乍らこれは、富の生産が今日に於けるよりもより豊富でなければ、實現し難い事柄である。仍で今日個人主義的經濟秩序の下に於て許され得るところの消費の自由としては、吾々は、次に述ぶるが如き範圍を以て満足しなければならぬ。即ち今日に於ける消費の自由とは、各人は其の財産や所得を如何なる方法で支出するも、それは彼れの自由であるといふこと、言ひ換ふれば、各人の財産

や所得の許す範圍内に於ては如何なる貨物を如何程消費するも、それは彼れの自由であるといふ意味である。ポール曰く、『今日消費者は、如何なる貨物に、彼れの需要を向けるか、又各貨物に對して如何程支出するかを、最高の自由を以て決定することが出来る。國家は、需要構成及び所得利用に對する總ての干渉を差控へる。』¹³⁾

惟ふに分業と交換とが未だ發達せざりし時代に於ては、各人の貨物消費の範圍及び數量が極めて狭少であつた。従つて彼等の欲望も少く、彼等は極めて單純なる生活を送つてゐたに過ぎない。然るに技術的進歩による分業の發達に加ふるに、廣義に於ける交易機關就中貨幣の發生は、貨物の數量及び種類の急速なる増加と、其の分配上の利便とを齎したる爲め、其處にこれまでの禁慾的生活は破れて、享樂的なる従つて複雑なる生活が始まることゝなつた。而かも封建時代に於けるが如く、身分に應じて消費が制限されてゐた間は、消費の自由

13) Pohle, a. a. O., S. 12.

は決して十分なものではなかつたのであるが、個人主義の成立と共に、各人は交易手段即ち貨幣さへ有すれば、如何なる欲望をも立所に充足し得ることとなり、爰に人間の消費活動は未曾有の自由と豊富とを加へた。

以上は消費の自由が構成さるゝに至りし経過に對する一瞥であるが、尙ほ消費の自由の意味を了解しようと思へば、吾々は社會主義的若くは共產主義的社會の状態を考へ合わせるのを便利とする。社會主義的社會に於ては、前にも屢々述ぶる如く、社會各人の經濟的生活が總て或る中央の統一機關によつて統制さるゝことになる。従つて消費活動にも必ず或る種の強制が加はらざるを得ない。これ蓋し已むを得ない成行であつて、即ち分量に限りある貨物を多數の人々に適當に分配せんと欲する場合には、消費の自由を各人に得せしむることはどうしても出來ない。例へば今次の大戦争に當つて、交戦國の多くが行つた所の戰時社會主義は、各人にパン、砂糖、馬鈴薯、肉、バター、其他の貨物の消費

量を節約せむる爲めに、貨幣と本質を異にせる證券を各人に配付するの策を採らしめたのであるが、これは消費の自由を制限せる最も著しき實例の一つである。戰時に限らず苟くも消費の合理化を企てんとすれば、必ず右の如き消費の自由の制限が行はれざるを得ないであらう。

斯く考へ來るときに、吾々は、所謂消費の自由が個人主義的社會に於て最も廣き範圍に於て認めらるゝものなることを、信じ得るわけである。たゞ吾々の注意すべきは、個人主義的經濟秩序に於ける消費の自由も、所得そのものに著しき懸隔があるの事實よりして、其の範圍が極めて狭く従つて其の價值が極めて少いといふことである。嚮きにも述べし如く、今日の消費の自由は各人の財産や所得の範圍内に於て存在するものである、従つて財産や所得が小であればあるほど、消費の自由の範圍は愈々狭少になつて來なければならぬ。例へば一箇月五拾圓の所得を有する人は、衣食住の必需品をやつと購入し得るに過ぎ

ないが故に、彼れの所得の許す範囲内に於て彼が消費し得る貨物は、極めて少數のものに限られてゐて、其の間に殆ど選擇の餘地もなければ、效用を比較するの餘裕もない。諸貨物の效用を比較しつゝ、あれやこれやと選擇をなし得る時にこそ、始めて消費の自由が有るのであつて、而してこれは所得に餘裕のある人のみが有ち得るところの自由である。ポールは、價格構成即ち價格の上下といふ事情によつて左右さるゝ以外には、需要が何物によつても左右されないといふのが、今日に於ける消費の自由であると言つて居るが、併し衣食住の必需品を購ふに辛うじて足るといふが如き所得を有する人が、此等の必需品の價格によつて受くる所の強制は、實に生活若くは生命そのものに對する脅威であつて、——例へば米價昂騰の爲めに米の消費量を半減したり、又他の代用品を消費したりするは、假ひ價格といふ強制によるの外は全く其の人の自由意思によるものとするも、併しそは、富める人が奢侈品の價格昂騰の爲めに其の消費を

14) Pohle, a. a. O., S. 12-13.

節するのと、全く意味の異なるものである、——實に消費の自由をして自由としての價値を無ならしむるものである。

第二節 社會主義的經濟學に於ける自由

の意義及び範圍

私は前節に於て、個人主義的經濟學に於て主張さるゝ所の自由の意義及び範圍を、企業の自由、勞働の自由、及び消費の自由の三者に細分して夫々検討を加へたのであるが、既に明かなる如く、此等の自由は所謂經濟的自由と呼ばれるものであつて、即ち經濟活動そのものゝ自由である。然るに私が以下に述べんとする所の、社會主義的若くは共產主義的經濟學（共產主義と社會主義とは自ら區別があるけれども、私は他の點をすべて無視して、此等が共に經濟生活を意識的なる機關によつて統制せんとするの點に共通的特色を認め、爰には此等を恰も同一物なるかの如く取扱ふこととする）に於て主張さるゝところの

自由は、經濟的自由ではなくて、寧ろ經濟的強制の上に立てられたる社會に於ける他の意味の自由である。

私は既に、企業の自由、勞働の自由、及び消費の自由が、社會主義的社會に於て行はれ得ないことに就て、簡單に其の理由を説明した筈であるが、それは要するに、社會主義的經濟秩序に於ける生産及び消費が、今日の如き經濟的無政府状態——今日に於ては價格といふ現象によつて僅かに世の生産及び消費の秩序が保持されてゐるのである——の下を離れて、或る種の統一體によつて合理的に編制さるゝことに、其の原因を歸することが出来る。世の經濟活動を斯くの如く統一して、そこに或る意味に於ける強制を課することの可否は、自ら別問題——それは主として、經濟的自由と經濟的強制との何れが、より大なる生産能力を有つて居るか、といふことによつて決せらるべきである——であるが、併し社會主義又は共產主義の社會に於て所謂經濟的自由の存在し得ざること

は、最早疑ふ餘地のない事實であらう。

たゞ吾々の見逃し得ざる點は、第一に、個人主義的經濟秩序に於ても所謂經濟的自由が必ずしも自由なる活動の天地を有つてゐないといふこと、第二に、たとひ社會主義的社會に或る種の強制が行はるゝことは拒み難しとするも、吾々が自由意思を以て斯かる世界に入り込むことに同意するならば、其處に矢張り自由の天地が開けるのではないかといふことである。第一の點に就ては、前節に於て夫々の自由を述べたる際に或る程度まで之を明かになし得たと信ずるが、之を約言すれば、三種の自由の中、個人主義的經濟秩序に於て比較的最も廣く行はれつゝあり且つ最も重大なるものは、企業の自由であつて、他の二種のもの、即ち勞働の自由及び消費の自由は、必ずしもそが有り得べき程度に行はれ居らざるのみならず、寧ろ其の中に反對の要素たる強制を孕みつゝある、といふことになるであらう。第二の點に就ては、爰に詳しく論ずることは出來